

令和6年6月12日

令和6年第2回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 6 年 6 月 1 2 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 5 時 2 0 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	村 山 一 彦	2 番	宗 健 司
3 番	山 本 達 也	4 番	高 山 豊 彦
5 番	井 上 武 津 男	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	小 西 啓
9 番	岡 田 勇	1 0 番	吉 田 哲 也

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	馬	場	正	実
理	事	岡	田	博	之
総務課	長	原	田	敏	明
地域力推進課	長	富	田	幸	彦
人権啓発課	長	中	尾	政	弘
税住民課	長	今	西		靖
福祉課	長	北		広	光
保育園	長	富	岡	初	代
福祉課	主幹	小	川	恭	仁子
総合施設整備課	長	但	馬	宗	博
兼診療所事務	長				
国保診療所医療担当	課長	馬	場	か	よ子
農村振興課	長	松	井	幸	則
建設事業課	長	井	上	博	丞
会計管理者兼会計	課長	吉	田	敏	江

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	9番 岡田 勇
	1番 村山 一彦

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号
専決）
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号専決）
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専
決）
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号専決）
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

和東町税条例の一部を改正する条例

日程第 9 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 10 同意第 1 号 和東町消防委員会委員の委嘱について

日程第 11 同意第 2 号 和東町農業委員会委員の任命について

日程第 12 同意第 3 号 和東町自治功労者の表彰について

報告第 1 号 令和 5 年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

報告第 2 号 令和 5 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

報告第 3 号 令和 6 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

報告第 4 号 令和 5 年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

報告第 5 号 令和 6 年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから令和 6 年和東町議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染症防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着脱について、本議会議場におきましては各個人の自由といたします。なお、マスクを着用される場合は声が聞き取りにくいと思われまますので、質問、答弁の際には、必ずマイクに近づいて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

また、クールビズの期間に入っておりますので、上着、ネクタイの着脱は自由といたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

令和 6 年第 2 回定例会を招集させさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の所にも関わりませず、ご参集賜りありがとうございます。

今思い返しますと、令和 5 年度におきましては、第 2 回定例会閉会后、前堀町長が、NPO 法人「日本で最も美しい村連合総会」に出席時に不慮の事故に見舞われ、お亡くなりになられるという悲しい出来事に見舞われました。その後、8 月 13 日から和東町政を引き継ぐこととなり、堀町政の後継者として、町政を停滞させることなく、令和 5 年度事業を滞りなく 5 月末をもって締められましたことは、ひとえに議員各位のご支援・ご指導、和東町民皆様のご理解とご協力の力添えの賜物と、改めて深甚よりお礼を申し上げます。

こういった中、令和 5 年度決算につきましては、一般会計歳出合計 4 2 億 1, 6 0

0万円余り、6特別会計歳出合計で19億4,600万円余りとなり、形式収支として1億1,100万円となりましたが、うち、起債償還が6億6,200万円と約1超えとなったことは、令和5年度におきましても非常に厳しい財政状況であったという結果となったことを言うまでもありません。

しかしながら、令和6年度には、悲願であった鷲峰山トンネルの開通や総合福祉施設の完成など明るい話題にもこと欠くことなく、その前兆として、令和6年産の煎茶、特にてん茶にあっては好調な売れ行きで、お茶自体も豊作であったというお話をお聞きます。また、関係各課からもそのような報告を受けています。

さて、今期定例会におきましては、令和5年度予算専決処分8承認案件、3同意案件、12議案提案を予定しております。慎重審議をいただき、ご提案させていただく全ての案件につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

令和6年第2回定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。今期定例会、大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、岡田 勇議員、1番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの10日間と決定いた

しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

宗議員。

○2番（宗 健司君）

先日来より、私個人のことでお騒がせしている件で、皆様のほうに謝罪をしたいと思っておりますので、お許してください。

○議長（吉田哲也君）

先日の議員全員協議会において宗議員に対し議長から厳重注意するとともに、本会議において謝罪することを求めました。よって、ただいまの宗議員からの発言の申出を許可します。

宗議員、演題で発言してください。

○2番（宗 健司君）

失礼いたします。

和東町町民の皆様、和東町役場職員の皆様、そして関係各位の皆様、和東町議会議員、宗 健司です。

このたびは毎日放送様のニュース番組の報道により、2年以上過去の私事とはいえ、町会議員としての認識が欠如していたことにより、皆様には大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

昨年8月に和東町町議会議員補欠選挙において当選させていただいたにもかかわらず、私の町議会議員としての立場における認識の甘さ、そして認識が欠如していたことに気づき、強く反省しています。

また、5月30日の毎日放送様のニュース報道において、取材対応におきましては突然のカメラ、そしてマイクに驚き、気が動転していたとはいえ、和東町の皆様方、そして視聴者の皆様方には大変不愉快な思いをさせまして、重ねておわび申し上げます。本当にすみませんでした。

今回の報道の件における滞納家賃11万4,800円と看板撤去費用等9万1,300円、それと遅延損害金につきましては、裁判所の判決のとおり全額相手方代理人弁護士を通じまして6月3日にお支払いさせていただきました。相手方大家様に対してもご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。すみません。

本当にこのたびは皆様に大変ご迷惑をおかけしたことを謝罪申し上げるとともに、今後、町議会議員として気を引き締め、襟を正し、和東町民の方の信頼・信用を取り戻せるように日々業務に励んでいく所存でございます。本当に申し訳ございませんでした。

以上で謝罪の言葉とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

ただいま宗議員から、住民の皆さんに対して謝罪が述べられました。宗議員につきましては、今回のことを教訓に、住民から信託を受けた公職に就いているということ肝に銘じて、今後二度とこのようなことのないようお願いいたします。

また、他の議員におかれましても、今回の事案は決して他人事ではなく、他山の石として自ら身を律し、今後も和東町議会議員の名に恥じないよう議員活動に精励いただくことを切にお願いいたします。

傍聴するに当たり、和東町議会傍聴規則第9条の規定に基づき、テレビカメラの持込みを許可された傍聴人に申し上げます。

議長の許可は宗議員の謝罪発言に限っています。宗議員の謝罪発言が終わりましたので、ただいまをもちましてカメラの持込みを禁止といたします。速やかに傍聴席から持ち出してください。

諸般の報告を続けます。

町長。

○町長（馬場正実君）

私の方からは、3点報告をさせていただきます。

まず、1点目は、令和6年度一茶の状況でございますが、一部てん茶を残し、一茶につきましましては、刈り直しも含め、終了したと報告を受けています。

本年の一番茶は、4月後半からの気候にも恵まれ、茶市場においては前評判どおりの動きが見られ、販売価格も好調であったと報告を受けています。しかしながら、煎茶においては、4月後半からの気候にもより、例年以上に芽の伸び、生育が早く、収量についても例年以上に増収となっている畑が多く、硬葉香のスピードも速まったことによる刈遅れが多く見受けられ、全体的に外観の冴えがなく、大型化や上乾きによる水色の赤味の差す製品が散見されたという指摘があったようです。

てん茶につきましましては、需要の引き合いが大変強い展開で推移し、取引価格、収量共、煎茶同様、好調であったものの、煎茶同様、刈遅れや掛け遅れが顕著に見受けられ、製品格差による価格帯は依然に強く、茶商の選択買いが終始続く結果となったと報告を受けています。

煎茶につきましましては、入札15回、1,663点、数量73トン、高値20万円、平均3,623円、合計2億6,500万円、てん茶につきましましては、入札14回、3,427点、数量264トン、高値1万7,000円、平均5,487円、合計14億5,000万円。

かぶせ茶につきましましては、入札13回、384点、数量24トン、高値9,358円、平均3,667円、合計9,000万円。

玉露につきましましては、入札7回、64点、数量3トン、高値1万2,000円、平均5,900円、合計1,700万円という速報値を報告として受けております。

2点目でございますが、総合保健福祉施設建設関係でございます。

工事につきましましては、昨年9月に議決をいただき、現在までに大きな遅れもなく、順調に進んでおります。今後の梅雨時期や万博の影響は一定見込まれますが、完成に向けて鋭意作業を進めているところでございます。

工事進捗率ですが、令和6年5月末現在30.56%です。予定31.83%に対し、

1.27ポイントの遅れと報告を受けています。

また、ソフト事業では、新施設の愛称について、4月15日から5月15日まで、町内在住者を対象に愛称募集をいたしましたところ、110件もの応募をいただき、今後、建設委員会等で愛称を正式決定する予定です。

今期定例会におきましては、施設の設置及び管理に関する条例の制定、建設工事について、第1回変更契約の議案を提出させていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

3点目でございます。主要地方道宇治木屋線通行止めについてでございます。

5月16日に路肩崩壊による通行止めとなっております当路線につきましては、現在、地質調査を実施されていまして、調査終了後、復旧工事に係る設計、復旧工事になると京都府のほうから説明を受けていまして、現時点では、秋以降の通行止め解除となるものと想定をしています。住人の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、通行の安全確保のためいましばらくのお時間をいただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

以上、私から、3点報告とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

私のほうから、和束町議会令和6年第2回定例会報告書に基づきましてご報告をさせていただきます。

報告第1号から第5号までご説明させていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。

報告第1号

令和5年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和6年6月12日報告

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

令和5年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、翌年度繰越額の順に説明申し上げます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、戸籍情報システム改修事業、491万9,000円、491万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、10億2,257万3,000円、3億7,764万3,000円。

同款、同項、物価高騰緊急支援給付事業、2,101万1,000円、2,101万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、285万7,000円、8万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、石寺橋整備事業、9,800万円、7,964万7,000円。

同款、同項、町道中溝学校線改良事業、1,650万円、1,603万6,000円。

8款消防費、1項消防費、地域防災計画策定事業、754万1,000円、754万1,000円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、1,545万円、944万3,000円。

同款、2項公共土木施設災害復旧事業、河川災害復旧事業、1,603万円、1,050万円。

令和6年6月12日提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

続いて、報告第2号の説明をさせていただきます。

報告第2号

令和5年度城南土地開発公社決算に関する報告書

令和6年6月12日報告

和 東 町 長 馬 場 正 実

1枚おめくりください。

令和5年度城南土地開発公社決算に関する報告書を添付させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、議案第1号 令和5年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定につきまして、こちらにつきましては令和6年4月25日に提出されまして、同日認定を受けているところでございます。

1枚おめくりください。

令和5年度事業報告書でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページから3ページにつきましては、1. 総括事業、2. 土地の取得売却、3. 理事会議決事項、4. 監査事項、5. 協議事項、1枚めくっていただきまして、6ページには6. 登記事項、7. 役員名簿の事業報告でございます。

続いて、令和5年度収支報告書でございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ、7ページにつきましては、収益的収入及び支出が記載されております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、資本的収入及び支出の状況についてでございます。

1枚おめくりください。

令和5年度財務諸表ということで、こちらにつきましては、10ページから15ページに記載しております。

16、17ページをお願いいたします。

16ページから21ページにつきましては、令和5年度附属明細書表でございます。めくっていただきまして、22ページをお願いいたします。22ページには監査報告書が記載されておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。次に、第3号についてご説明をさせていただきます。

報告第3号

報告第5号

令和6年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

令和6年6月12日報告

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

令和6年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案第5号 令和6年度城南土地開発公社事業計画並びに予算についてということでございまして、令和6年3月27日提出、同日可決をされております。

2ページにつきましては公社の事業計画、3ページにつきましては公社の予算、4ページから5ページにつきましては予算実施計画、6ページにつきましては賃借対照表をつけさせていただいておりますので、こちらにおきましても、後ほどお目通しをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、次に報告第4号でございます。

報告第4号

令和5年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

令和6年6月12日報告

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第12期（令和5年度）事業報告書でございます。

1枚おめくりいただきまして、1から15ページにつきましては報告書の詳細ということで記載させていただいております。それ以降につきましては、令和5年度収支決算報告書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをよろしくお願いたします。

次に、第5号報告でございます。

報告第5号

令和6年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

令和6年6月12日報告

和東町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、第13期（令和6年度）事業計画書になっております。

めくっていただきまして、1ページから9ページにつきましては、第13期の事業計画の詳細ということになっております。

少しめくっていただきまして、続いて、第13期（令和6年度）収支予算書になっております。こちらにつきましても、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和6年2月29日現在、3月31日現在、4月30日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、畑 武志議員。

○総務厚生常任委員長（畑 武志君）

それでは、総務厚生常任委員会の報告を行います。

本委員会は5月27日に、岡田理事ほか関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和5年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに岡田理事から、物価高騰やガソリン・電気料金の補助金の削減等により、令和6年度予算の執行は大変厳しいものになると予想していると挨拶がありました。

次に、令和5年度の決算見込みについて報告があり、一般会計で歳入総額41億1,789万円、歳出総額40億5,714万円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,377万円を引いた実質収支は約4,697万円の黒字となりました。

また、6特別会計では歳入総額19億7,354万円、歳出総額19億2,643万円となり、実質収支は4,711万円と、全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の令和5年度事業の実施状況等について調査を行いました。

総務課からは、住民の経済負担の軽減と地域の消費喚起等を目的とした生活支援燃料券事業では、1,670世帯に配付された。

ふるさと応援寄附金は、件数では昨年比125%の350件、金額では昨年比140%の452万6,000円の寄附をいただき、175万円余りを基金として積み立てられました。

奈良交通バス和東木津線は令和5年4月から路線を短縮しましたが、国の補助金算定期間とのずれがあることから、令和4年度より約600万円増の3,500万円でした。また、奈良交通和東木津線の補完とバスの利用促進、地域の交通空白地の解消を図る茶源郷乗合交通生活お届け事業は303人の利用登録があり、4,117人が利用されました。

税住民課からは、令和5年度の町税の課税状況の報告があり、町税全体の調定額の現年度分は前年度より3%減の3億7,075円でした。特に町民税は10.64%の減で、新型コロナウイルス感染症対策で講じられた事業所得の減収補填制度がなくな

った影響と思われます。

固定資産税のうち償却資産については、課税対象資産の評価額の減少により4.95%の減となりました。

電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響が大きい生活困窮者等の生活を支援するために実施された価格高騰緊急支援給付事業では、1世帯当たり3万円が546世帯、7万円が539世帯、計1,085世帯に給付されました。

福祉課では、新生児を育てる子育て世帯の経済的負担を軽減するための子育て応援給付金事業では、新生児1人当たり20万円、8人に給付されました。なお、給付額は、令和5年度から増額されています。

生後6か月から中学3年生までの小児のインフルエンザ罹患の低減を図るため実施されている小児インフルエンザ助成事業では、84人の申請があった。

国保診療所からは、令和4年6月から午後の診察を開始したこと、発熱外来等の抗原検査を開始したことに伴い患者数が約200人弱、率にして約3%増の6,226人、診療収入は15.2%、約818万円の増となりました。

このほか介護保険事業や和束保育園、人権ふれあいセンター施設の事業などについて報告がありました。

その後、各委員からは、「いきいきこども館の利用者数は」、「W a z C a rの本格運行の方法は」、「能登半島地震への義援金の額は」、「法人町民税が倍増しているが、今年度の見込みは」、「今年度、和束小学校の新入生は8名であった。出生も8名、今後の見込みは」、「農家所得はどのような状況か」、「奈良交通バスが原山止めとなった。湯船の住民の声はどのように聞いているか」、「定額減税について自治体の負担が大きいと聞く。現体制で対応できるのか」といった質問のほか、職員の出勤時間に対する管理職の配慮についての要望も出されていました。

午後からは、年度内の開通を目指して工事が着々と進められている鷲峰山トンネルの工事現場を視察し、土木事務所の担当者などから説明を受けました。鷲峰山トンネ

ルの完成は今後のまちづくりに大いに関わるものであり、早期開通を願うものです。その後、所管外ではありますが、年内完成を目指して建設されている和東町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例案の概要の説明を受けました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、産業常任委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員長（岡本正意君）

産業常任委員長の岡本正意です。5月29日に開催した産業常任委員会の報告を行います。

本委員会では、令和5年度決算見込み、事業実績についての審議、現在工事中の鷲峰山トンネル工事現場の現地調査を行いました。また、来年度オープン予定の総合福祉施設の条例制定について説明を受け、若干の質疑を行いました。

令和5年度決算見込みと事業実績について理事と各担当課長から説明を受けた後、質疑を行いました。主な内容として、祝橋左岸の道路改良の時期について、空き家活用による移住者数について、石寺景観駐車場周辺の安全やマナー対策について、合併浄化槽の補助件数について、和東茶を使用した特産品開発の在り方、また開発品のPRについて、観光スポットのバリアフリー化やトイレ確保について、西部水源の今後の整備計画について、オープンエアミュージアムの今後の方向性について、またトンネル開通後の通行車両の見込みやその対応策について、物価高騰対策についてなどの意見や要望が出されました。

総合施設整備課より、6月議会に提案予定の「和東町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例（案）」の概要説明がありました。また、併せて、センターの使用料金や施設運営の基本方針についても説明がありました。その上で出された主な意見では、センター使用についての営利目的・政治的・宗教的活動等に対する制限の考え方、土日も含めた施設管理の体制について、音響設備やWi-Fi設備の扱いや

整備について、施設への進入路整備等の予定についてなどが出されました。

午後の事務調査の前に鷲峰山トンネル工事現場の現地調査を行い、山城南土木事務所長や工事業者から、現在の進捗状況や完成・開通に向けての見通しについて説明を受けました。昨年秋の貫通以降、現在はトンネル内の壁面や道路面の整備に取りかかっており、基本的に進捗は順調ではあるが、物価高騰や万博関連による資材調達などで若干の影響は出ているとのことでした。開通の見込みについては、年内は難しい状況ではあるが、来年3月までの年度内に一日も早く開通・供用開始ができるよう最大限努力しているとのことでした。

以上、産業常任委員会報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽中部消防組合議会、畑 武志議員。

○相楽中部消防組合議会（畑 武志君）

それでは、相楽中部消防組合議会の報告を行います。

令和6年第1回相楽中部消防組合議会臨時会は、令和6年5月28日午前10時5分から相楽中部消防組合消防本部で開かれました。

会議では会議録署名議員の指名、会期の決定が行われた後、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員に議長の指名により奥森由治議員が、相楽中部消防組合表彰審査委員会委員に議長の指名により大倉博議員がそれぞれ選出されました。

次に、同意第1号 相楽中部消防組合監査委員の選任については、任期満了に伴い、新たに相楽中部消防組合議員のうちから奥森由治氏を選任するもので、全員の賛成で原案のとおり同意されました。

日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ244万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ32億5,691万2,000円とするものであり、全員

の賛成で原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第8号 中部及び和東高規格救急車の買入れについては中部及び和東高規格救急車を購入するもので、全員の賛成で原案のとおり可決されました。

そのほか、加茂消防車物損事故による損害賠償についての報告があり、午前10時34分に閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、山城病院組合議会、井上武津男議員。

○山城病院組合議会（井上武津男君）

それでは、私の方から、令和6年第1回国民健康保険山城病院組合議会臨時会報告並びに第2回報告を行います。

第1回につきましては、令和6年3月28日午前10時から京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

議長より議席の指定、会議録署名議員の指名、さらに会期を当日1日とされ、諸般の報告及び議案説明では、管理者による病院組合の近況報告、臨時会へ提案の同意案件及び議案の説明がありました。

日程第5、議会運営委員会の委員の選任については、笠置町議会編成変更の結果、当組合議員に選出された由本議員が選任されました。

日程第6、同意第1号 副管理者の選任については、任期満了に伴う次期副管理者福井景一氏の選任は、全員一致で同意。

日程第7、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例については、令和6年4月1日からの診療報酬算定方法の改定に伴うもの、全員賛成で可決。

日程第8、介護老人施設やましろ使用料手数料等徴収条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決。

この日の日程を終了いたしました。

続いて、令和6年第2回国民健康保険山城病院組合議会臨時会報告を行います。

令和6年5月20日午前9時30分から、京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

開会に先立ち議長から、南山城村議会臨時会において、廣尾正男議員、齊藤和憲議員が当組合議会議員に選出された旨、報告。

令和6年3月17日の笠置町長選にて選出された山本篤志町長から挨拶がありました。

さらに4月1日付で組合職員の人事異動があったことから、自己紹介がありました。

次に、議長より議席の指定、会議録署名議員の指名、会期を当日1日と決定いたしました。

日程第4、諸般の報告及び議案説明、管理者による病院組合の近況報告、臨時会提案の同意案件説明。

日程第5、議会運営委員会委員の選任について、議長による議会運営委員会委員欠員の指名、南山城村、齊藤議員。

日程第6、同意第2号 監査委員選任についての同意案件、議会の選考委員により南山城村、廣尾議員を指名推選、賛成全員で可決。

この日の全ての日程を終了いたしました。以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時20分まで休憩します。

休憩（午前10時14分～午前10時20分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

皆様、改めましておはようございます。

公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、私の方から一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目ですが、高齢者等が安心して暮らせる環境の整備についてお尋ねをします。

茶源郷乗合交通「W a z C a r」の湯船地区以外への運行体制を確保するための取組についてでございますが、茶源郷乗合交通「W a z C a r」は、令和4年9月30日から、「山城ヤサカ交通株式会社」のご協力をいただき、1年半の実証実験が行われ、この6月3日から、「N P O 法人 Y u b u n e」「和東町社会福祉協議会」「山城ヤサカ交通株式会社」で構成する「茶源郷和東交通運営協議会」により運営をされており、運行については、「N P O 法人 Y u b u n e」と「山城ヤサカ交通株式会社」が担っていただいておりますが、今後も「山城ヤサカ交通」が継続して運行していただけるのかどうか、ご答弁をお願いします。

2点目ですが、高齢者等のごみ出し負担を軽減するため、各地区のごみステーション増設の考えについてでございます。

高齢化が進む中で、各地域のごみステーションの数は少なく、日常のごみ出しが高齢者にとって大きな負担となっているが、今後ごみステーションを増設する考えはあるのかどうか、ご答弁をお願いします。

大きな2点目です。住民の交通安全対策についてお尋ねします。

まず、1点目に、奈良交通和東中学校バス停の横断歩道の安全を確保するための対策についてです。

このたび消防署前の歩道改修が行われたことに併せて、「この先横断歩道あり」との路面表示をされたが、路面標示だけでは不十分だと考えるが、歩行者信号機の予告信号の設置の要請はされたのかどうか、お尋ねします。

次に、2点目です。奈良交通撰原バス停三差路から府道木津信楽線に出るための安全対策についてです。

当該三差路の安全確保については、これまでも冬にカーブミラーの結露等で府道の走行車両の確認ができないとのことで、安全を確保するため現行の歩行者信号機を感応式信号機に変更をお願いしてきたところですが、その後、警察等への要請はしていただいたのかどうか、ご答弁をお願いします。

最後に3点目ですが、撰原バス停三差路周辺の道路拡幅等の改修計画についてです。安全に町道から府道に出入りするために道路構造の改善が必要と考えるが、改修の計画はあるのかどうか、ご答弁をお願いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問について答弁させていただきます。

まず、1番の高齢者等が安心して暮らせる環境の整備について答弁させていただきます。

高齢者が地域で安心して暮らすためには、地域で助け合うための連携や支援が必要であり、特に買物や通院、ご質問もいただきましたごみ出しなど日常生活では、行政・地域コミュニティがそれぞれの役割を持って取り組まなければならないと考えています。

本町における高齢化率は、令和6年6月1日現在、65歳以上1,679人、48.9%となっており、京都府内でも高齢化率が高く推移しているのが現状です。和東町に暮らす高齢者の皆さんが、今後も住み慣れた地域において自分らしく安心して生きがいに満ちた暮らしを続けていけるまちづくりを目指す計画をしています。令和6年度から令和8年度を計画期間とする「和東町第10次高齢者保健福祉計画」を策定し、町民・事業者・行政が協働して支え合うことが実現できる様々な施策に取り組んでまいりますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、住民交通の安全対策について答弁させていただきます。

町民の皆様、特に高齢者や子供たちの安全確保については、本町においても極めて重要な事項と考えており、毎年実施されます全国交通安全運動の実施に合わせ、啓発活動に努めております。

併せまして、交通環境の改善や交通事故の防止を図り、特に府道においては円滑な交通を確保するため、交通安全施設や道路附属物等の整備については、京都府、所管警察署に強く要望しております。

今後も町民の皆様の安全確保のため、必要な交通規制やそれに基づく交通安全施設の設置を適切に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、令和6年度完成を目指し進められています「主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネル」の開通に合わせ交通量が増えることが予測されることから、主要地方道木津信楽線など道路拡幅改良について要望してまいりますので、重ねてご支援をよろしくお願い申し上げます。

なお、高山議員からいただきました他の質問、事業等具体的な内容につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

私からは、高山議員からいただきました質問、大きな1番、高齢者が安心して暮らせる環境整備についての（1）茶源郷乗合交通「W a z C a r」の湯船地区以外への運行体制を確保するための取組にはについて答弁をさせていただきます。

茶源郷乗合交通「W a z C a r」につきましては、6月3日より運行体系を変更し、運行をさせていただいているところでございます。運行体制の確保のためには、住民の皆様がご利用いただき、利用率を向上させるということで体制の確保やW a z C a rの進化につながるということを考えております。

まず、利用登録者の未利用者につきまして、その方につきましてニーズ等の調査を実施させていただきまして、W a z C a rの利用についても住民の皆様や来訪者の方へ周知の強化が必要不可欠ということでございます。

また、利用促進策の件と課題といたしましては、地域ドライバーの確保や高齢化・財政基盤など、運営協議会として検討していく必要もございますので、よろしく願いいたします。

また、ヤサカ交通が今後も協力していただけるのかというところでございますが、ヤサカ交通様につきましては、昨年度、W a z C a rの事業者として公募させていただいたところ、手を挙げてはいただいたところでございますが、予算面での折り合いが合わず、辞退されたという経緯もございます。

また、2024年問題ということでドライバー不足ということもございますので、令和6年度につきましては一定のお願いをさせていただいているところでございますけれども、令和7年度につきましては、また運営協議会のほうで協議をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2番、住民の交通安全対策についての（1）中学校前のバス停横断の安全を確保するための対策はについて答弁をさせていただきます。

こちらの箇所につきましては、小中学生の通学路として利用されており、生徒児童の安全対策として、教育委員会や町よりの要望によりこれまで改善を図ってきたところでございます。また、現在は、消防署前から芳煎橋までの歩道部分につきましては、京都府よりガードレールの設置工事をしていただいているというところでございます。

鷺峰山トンネル開通により府道木津信楽線の交通量が増加されるということで懸念しているところでございますが、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、交通安全施設や道路附属物等の整備については、より一層要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、（２）撰原バス停三差路から府道木津信楽線に出るための安全対策はについて答弁をさせていただきます。

現在、バス停前の三差路について、現在の安全対策は、歩行者用のバス停利用に伴う府道横断の点滅信号機、また車両には昨年更新をさせていただきました曇り止めつきのカブミラーで安全を確保するというのが今の現状となっております。これまで地域住民の方の要望により再三再四にわたりまして信号機の設置をお願いしているところでございますが、いまだ設置に至っていないというのが現状でございます。

今後も関係機関への働きかけをより一層強化してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、高山議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から、高山議員の大きな１、（２）高齢者等のごみ出し負担を軽減するため、各地区のごみステーションの増設の考えはについてお答えさせていただきます。

本町におきましては、家庭から出されるごみにつきましては、効率的なごみの収集を実施するために、各地区に設置してあります収集場所に出していただくステーション方式により集団回収を行っております。現在、町内の設置箇所につきましては151か所ありまして、こちらについては業者と委託契約している中にも組み込まれておる内容でございます。設置場所の変更や増設につきましては、区長様を通じまして町に申出をしていただき、区、町、収集業者での協議が行われた後、設置場所の増設を行っております。

ただ、増設となりますと、収集業者との契約が変更になりますので、年度途中での増設はほとんど行っておりませんが、必要に応じて対応させていただいておりますので、まずは農村振興課までご相談いただければと考えております。

なお、地域を挙げての見守り活動の取組として、町、社会福祉協議会、大北リサイクルと連携し高齢者見守りパトロールを実施しており、大北リサイクル従業員の方が毎週木曜日に利用者宅を訪問し、ごみ出しの援助を行っていただいております。

令和5年度の実績は、利用者7人中5人は独居世帯の方で、2人は高齢者世帯です。延べの訪問回数につきましては296回となっております。

以上、高山議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

私のほうからは、高山議員からいただきました一般質問2．住民の交通安全対策について、（3）撰原バス停三差路周辺道路拡幅等の改修計画はについて答弁させていただきます。

町長から答弁がありましたとおり、鷲峰山トンネル開通に伴う府道木津信楽線の交通量の増加を見据え、府道拡幅などについてこれまで以上に、京都府をはじめとする

関係機関に強く要望していきたいと考えているところでございます。

また、信号機を設置するにあっては、歩行者の通行部分を除いた車線幅員が5.5メートル以上必要など複数の条件がありますが、これらの条件に該当する町道拡幅改良は地形的に難しい状況にあることから、府道木津信楽線の拡幅と合わせて一体的に進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

それぞれご答弁ありがとうございました。

ではまず、茶源郷乗合交通W a z C a rについてから再質問をさせていただきます。

茶源郷交通運営協議会により運営されているわけですが、この運営主体、協議会だと思うんですが、この主体となるのはどこなのか、次に、和東町なり、先ほど申しましたN P O法人Y u b u n e、また、ヤサカ交通などもあると思うんですが、実際運行されているのはN P O法人Y u b u n eであるとか山城ヤサカ交通になるわけですが、それぞれの運行についての予約の受付であるとか、また、ドライバーへの運行指示、事故の対応などですね、そういった組織体制はどのようになっているのかですね、どこが対応するのか、そういったところについて教えていただきたいと思えます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、運営協議会ということで先ほど高山議員からもございませ

たように、和東町、NPO法人Yubune、それと和東町社会福祉協議会、山城ヤサカ交通という団体を構成する協議会でございます。

こちらにつきまして主体はということでございますが、会長に町長が会長ということでございますので、主体につきましては和東町でございます。

それと、先ほどの運営協議会の体制でございますが、総括責任者といたしまして、総務課長の私が務めさせていただいております。

また、要所の苦情処理、運行管理、車の整備等につきましては、やはりこちらにつきましても役場の職員が責任者として務めさせていただいているところでございますけれども、実際運行をしていただいておりますのは湯船のNPO法人、またヤサカタクシーのドライバーの方ということでございますので、配車または予約受付等につきましては、主にNPO法人Yubuneのほうでお願いしているというところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

先ほどちょっと漏れたんですが、実際、NPO法人Yubuneと山城ヤサカ交通のほうで運行していただいているわけですが、この運行時間であるとか運行の範囲、それぞれのですね、NPO法人Yubuneが運行される時間帯と運行範囲、また山城ヤサカが運行される範囲、時間を教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

運行の日時でございますが、湯船地区におきましては平日の午前6時から午後8時、

土曜日、日曜日の午前9時から午後5時、それ以外の地域につきましては、平日の午前9時から午後5時、また、土日の運行については運行ございませんというところですので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今ご答弁いただきましたが、先日、「れんけい」のほうにこの資料が一緒に入っていましたけど、なかなか分かりづらいんですね。なので、確認をさせていただきました。

6月3日から、湯船エリアについては、小学校前から湯船エリアの奈良交通の路線バスの代わりに路線バスと連絡をした定期運行がされているというふうに聞いていますが、運行ダイヤの案内はどのようにされているのか、また、私が登録もさせていただいてますので、小学校前から湯船中山まで10時乗車で予約検索をしたんですね。そうしたところ、12時15分しか予約できない状況になっているんです。午前中に利用したい方は当然おられると思うんですね。午前中に湯船地域以外の方が湯船地域に行きたいとか、また、観光で来られた方が湯船のほうの事業者、商店さんのほうに行きたいとかいう方もおられると思うんですが、それはどうやって検索したらいいのかなんですね。

私、ホームページを探してみたんです。W a z C a r ということで、4月以降も運行継続予定という、こういうものがPDFで貼り付けられているんですが、内容を見てもみますと以前のままだんですね。W a z C a r の利用相談として78の2020で役場総務課内になっているんです。予約についてはヤサカ交通の電話番号になっているんですね。なので、全くホームページからそういった必要な情報が得られない。先ほど言いました定期運行の時刻についても検索ができない状況にあります。これは湯船地区の住民の方だけが利用できる定期バスなのかということなんでね。湯船地区の方は回覧で時刻表が配布されたというふうに聞いておりますが、それ以外の住民には何の

お知らせもない、また検索のしようもないというのが現状なんです、この辺りはどのようになっているのか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、委員のご質問にお答えさせていただきます。

今のご質問でございますが、朝の時間帯につきましては、定期便ということで午前6時から12時までに合計8本運行させていただいているのが状況でございます。こちらにつきましては、やはり奈良交通バスの代替措置ということでございますので、また湯船の方から、強く定期便を走らせてほしいという要望もございましたので、それにお応えさせていただく形で、あまり大きい声では言えないんですけども、定期便ということで走らせていただきます。

そのことにつきまして、やはり定期便を出させていただいてますので、湯船の方につきましてはそれをご利用いただくということでございますので、自分の都合で乗りたいというのには、今、自然に受け付けできないような状況のシステムを入れさせていただいておりますので、一発目、一番初めの予約が12時15分ということになるということでございます。

また、主に、湯船発着便につきましては、NPOのYubuneのほうで、地域住民ドライバーの方でその役割を担っていただくということで、それ以外の地区につきましては、ヤサカ交通ドライバーの方をお願いをしているところが今のところ現状でございます。

湯船の方につきましては時刻表でございますが、こちらにつきましては、湯船区長様を通じまして各家庭に配布させていただいたところでございます。

また、湯船の乗降場所につきましても、時刻表のほどを掲載させていただいているというところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

これは奈良交通の路線バスの代わりなんですよね。なので、公共交通としての運行だと思っんです。それで、湯船の方について定期的に運行してほしいということで定期便ということで運行されている。この時刻表を見ましても9時50分までは湯船向きについては時刻は書かれてないというか、6時35分、小学校前から湯船中山6時50分着というような運行もあるようなんですが、こういったものはそれをお知らせすることによって利用できるん違うかなと。やっぱり利用されたい方もおられると思っんです。もし、定期便に乗車できないのであれば、今、運行しているW a z C a rのほうで予約を受け付けて対応されるなりの方法です、やっぱり湯船地区以外の方も湯船に行ける、そういった輸送体制というのは必要だと思っんですが、その辺り町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の高山議員の質問にお答えします。

確かに、今言われているとおり、現状では、私も確認しているところでは、湯船の方が西和東のほうに来るということに関しましては、利便性はあまり落ちていないと思っております。ただ、私のほうにも同様の質問がございまして、西和東、中和東のほうから湯船のほうに行きにくいということは聞いております。これに対しましては、6月3日に運行を試行的に変更させていただいた関係で、今後これをもっと充実させていきたい。特に、定期便の帰る分とかですね、こういう部分をうまく利用しながら、それから、もう一つは、新たな予約ということも含めまして検討してまいりたいと思っしますので、議員のご意見につきましては慎重に対応したいと思っます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

それとですね、湯船地区の住民の方から先日ちょっとお聞きをした声なんですけど、今回、1週間前から前日までの予約ということになりました。その方は今までもずっと利用されている方なんで、非常に不便になったということなんです。定期バスということで運行もしていただいている、これは非常にありがたいことやけども、それだけ利用実態はないのじゃないかと。当然、そこには税金も投入されているわけですから、湯船地区の住民にとってはありがたいことやけどもね、やはりそこは町としてそこまで税金を投入するだけの必要があるのかどうか、ちょっともったいないなという気持ちがありますという声があったんです。その声もしっかりとまた議会のほうでお伝えさせてもらいますということでは言ってたんですが、今後もやっぱりそういった実態、先ほどの湯船地区以外からの移動も含めてですね、やっぱり住民の声を聞きながらそういった対応がこれから必要ではないかなというふうに思います。

もう一つはですね、W a z C a rの導入について、これは当初の公共交通会議の資料なんですけど、この中に目指す町内交通の姿というのがありましてね、この中に高齢者や子供が自家用車に頼らず日常生活を送ることができる移動機会を確保するというふうになってるんですね。そういう意味でいきますと、やはりドアツードアの運行というのが求められるんじゃないかなというふうに思います。

現状、乗降場所で77か所あるわけですけども、例えば、非常に不便だなと感じるのは、町長の地元ではありますけれども、白栖の東側というのは、今、乗降場所がないんですね。バスに乗ろうと思ったらローソンのとこまで降りてこないといけない。また、白栖のバス停といたら、またそれも遠いという中で、W a z C a rの乗降場所がその近くにないという地域もあるわけですよ。ですから、そういった部分では、もっと乗降できる場所を増やす必要があるんじゃないかなというふうに思います。

南山城村なり伊根町のほうとか、これまでこの事業で利用者の多くなってきている場所というのは、全てドアツードアの輸送をされてるんですね。ですから、今後、やはりそういった住民の方の声も聞きながら柔軟なそういった対応をできるように検討いただけたらなど。

これまでは実証実験だったから仕方ない部分があるかと思いますが、これから本格運行していく中では、やっぱりそういった対応が求められるのではないかなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

言われるとおり、究極のサービスにつきましては、ドアツードアであると。デマンド交通的な方向が一番いいと思います。ただ、今まではご承知のとおり、ヤサカ交通さんの方にほぼほぼお願いをしていた関係で、乗降場所を指定させていただいたということがございます。今後につきましては、進化させさせていきたいと思っております。できる限り乗降場所も増やし、確かに言われるとおり、私の家の近所から東側につきましては一つも乗降場所がないというのも私も認知しております。そういうことでもありますので、今後は前向きに検討しながら、まずは運行する母体をもう少し強固にしたい、これがまず第1点です。これが出来上がった段階で新たな運行体系にできるだけ早い時間に持っていくということも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほどご指摘を受けましたホームページにつきましては、早急に見やすくできるよう担当課のほうに指示しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

ぜひそこはですね、やはりせっかく運行しているわけですから、住民の方が利用しやすい公共交通となるように努力をいただきたいというふうに思います。

次に、高齢者等のごみ出し負担の軽減についてです。

ごみステーションが遠い場合ですね、現状は、ほとんどの住民の方が自家用車でごみステーションまで運搬されているんですね。それが実態かと思うんです。先ほどの移動手段もそうですが、和束町の場合、車がないと何もできないのかというような状況にあるわけですね。ですから、今回、れんけいでも3世帯19人の人口減というふうになってましたけど、やはりそういった不便感を与えることで転出・流出につながっていったらというのがあるかと思うので、やはりどう住みやすい環境をつくるのかということだと思っただけです。

最近ニュースでよく高齢者の事故等が報道されるたびに運転免許の返納のことが触れられますけれども、本町でも、随分毎年返納者も増えてきていると思うんですね。そういった方々は、そしたらこれからごみ出しができないのかということになってくるわけですよ。なので、ごみ出しの課題というのは大きな問題であるというふうに思います。

町長からの答弁で、行政、地域コミュニティがそれぞれ役割を持って取り組まなければならないというような答弁でございましたが、これまでもよく前回の議会でも、ある議員からご指摘がありましたけど、自助共助の話でね、意見がありましたけど、これからの高齢社会を支える上でも重要なことだと思っただけです。自助共助というのは重要なことだと思っただけです。ただ答弁にもありましたが、令和8年度の第10次高齢者保健福祉計画にもあるように、本町の現状というのは老老介護世帯が多いであるとか、また、地域コミュニティとして活用いただいているふれあいサロンですね、このふれあいサロンを見ましても、やはり支援する側の高齢化というのも大きな課題になってきているわけです。先ほども申しましたが、若い世代がどんどんどんどん転

出・流出していく中で、将来的に人口が減っていく。その中でコミュニティとして自助共助がそういった体制ができるのかどうかということも大きな不安になってくるといふうに感じています。ですから、今後、そういった支え手不足を考えたときに、なるべく支えていただける方々の負担を軽減するためにも、様々な行政の取組というのは重要だろうといふうに思っています。

そういった体制を令和8年までの高齢者対策の計画あるわけですけれども、先ほどの交通政策も含めまして、このごみ出しにつきましても、やはりそういった体制を早期に整える必要があるといふうに感じますが、その辺り、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

失礼します。すいません、先ほどのホームページの件ではございますが、ホームページの件につきましては、大変ご迷惑おかけしましてどうも申し訳ございませんでした。

それで昨日ですね、ホームページのほうにつきましては更新させていただいたという報告と、それと6月にW a z C a rのチラシを再度配布させていただいたんでございますけれども、その表記に一部、実際とは違った表記がございましたので、7月号の広報におきまして訂正の謝罪文を入れさせていただくということで、今、調整しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほど質問にもありましたように、私もこの4月、5月でいろいろ住民の方からお

話を聞いております。特にふれあいサロンにつきましては、担い手が平均年齢 80 歳になったということで、2 地域が活動できないということが出てきているということも聞いています。また、何とかできないかということで、ある地区では計画的なプログラムをもう少しゆっくりしてやろうというような形で、継続をしようという意気込みを持っておられる地域があるということも実際確認をしております。

先ほどから出てますように、行政ができる範囲とそれからできない範囲、手を出してもなかなか進まない範囲で結構ございます。人口減少につきましては何とか食い止めたいということは私も思っておりますので、できる限り、共助に対してどれだけ行政が支援できるかということをもう少し検討してまいった上で考えていきたいと思えます。

特に W a z C a r 等の公共交通につきましては、使えば便利ということも分かってくると思いますので、使ってもらえるような方向性を見いだしていきたいということで、取りあえず、担当の方には進化をさそうと。進化をさす中で動きを見ていただくということで、一気にやってなかなか動かないというよりも、だんだんと便利になるような意見を取り入れていきたいと思っておりますので、この点につきましてはしばらく時間はかかると思えますけども、ご指導、それからご助言をいただきながら運行していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

今、町長のほうから、進化をさせていきたいということでございます。実際動いてみないと分からない、見えない部分というのがいっぱいあるかと思えますのでね、これからやはりこの住民の方からいろんなご要望があるかと思えます。そういった部分の中で、できることできないことも当然あるかと思えます。そこをやはりしっかりと検討いただいた中で、より暮らしやすい環境づくりに取り組んでいただきたいという

ふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、撰原バス停三差路から府道木津信楽線に出るための安全対策についてです。

これはこれまでも議会の中で質問をさせていただきました。その中で、なかなか府のほうとしても公安のほうのほうもすぐに動けないと先ほども課長の方から答弁ありましたが、信号設置の指針を私も確認をさせていただきました。その中で赤信号で停止している車両の横を十分余裕を持って通過できるような道路幅がないといけないというような規定もございます。その幅がですね、先ほどありました片側車線が2.75メートル、あわせて5.5メートルというような幅になるかというふうに思います。ただ、現状ね、撰原については、舗装されている道路部分から法面までのところというのは、大分草が繁ってますけど、ちょっと余裕があると思うんですね。そういったことも含めて、拡幅ができないのかどうかというふうに考えてます。

実は、我が公明党の府議会議員を通じて京都府警のほうに、また土木事務所のほうに当該三差路の安全確保するための感応式信号機の設置についてできるのかどうか、できないのかどうか確認をしてもらったんですが、そのときに出てきたのが、当該三差路の町道部分の幅員が4.9メートルで、信号設置の基準に満たないという先ほどの指針ですね、この基準に満たないというようなお答えでございました。ですから、町道部分を先ほど言いましたように、路肩の部分の草が生えてるところですね、そこまで舗装を広げることによってその部分を確保できないのかどうかというふうに私自身は考えてます。そうすることによって、もしかすると公安のほうで信号設置の基準が満たされるかも分からない。なかなか信号設置の指針って難しいんですけどね。通行量の問題とかいろいろありますけど、やはり確認をしてもらったときに、警察のほうでも、当該の三差路は危険だということは認識しているというお話でございました。

そういう意味で、先ほど答弁あったように、カーブミラーも昨年度新しいものに替えていただいて、視認性をよくしていただいたわけですが、カーブミラーという

のは当然劣化もしてくるわけですね。そうなってきますと、また同じような状況が数年先に起こってくるというふうに思います。ですから、その辺り、拡幅について検討できないかどうか、どうですか、課長。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

質問にお答えさせていただきます。

町道白栖撰原線は、以前にちょっとはっきりした年数は分かりませんが、拡幅改良工事を行いました。そのときの基本設計がですね、幅員が4メートルの設計で実施しております。また、そのときには京都府との交差点協議はしておりません。交差点まで実施してませんので、交差点協議はしてないんですけども、町の設計では、全幅で4メートルの設計で工事をいたしました。

それでですね、交差点協議の条件とかなんですけれども、府道と町道の交差点は、基本的に直角で当たらなければならない。今現状はすごい角度で当たってると思うんです。なるべく直角で当たる。その次に、府道に入るまでに直線部分を10メートル以上を確保しなければならない。なおかつ、2.5%以内にしないでなければならない。今、現状を想像してほしいんですけど、10メートルを確保できない。きつい勾配であるということで、交差点協議もなかなか京都府からの許可も下りない条件ということになっておりますので、大規模な工事をこれから先、鷲峰山トンネルの開通に向けて交通量も増えますので、京都府と一体的に交差点のほうの改良も考えていきたいな、強い要望をしたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

先ほどの府道に対する直角であるとか延長距離の問題とかありましたが、山城町の椿井ですね、山城中学のほうから出て行ったところ、バイパスに突き当たりますよね。あそこも同じような斜めだと思うんですよ。交差点直近は直角になってますけど、1台分取れてないと思うんです。あの前は府道じゃないんですか、棚倉のほうまで行く道路。そういったことを考えると、要請の仕方によって、なるのではないかなど。今、町長が手を挙げたので、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほど担当課長のほうから答弁しました計画につきましては、私が現職時代に京都府と行った協議でございます。一番問題でしたのは、入角は60度以上ですので、直角にならなくても結構です。今度の石寺橋につきましては87度ぐらいに入ると思います。そこにつきましては問題はないんですけど、立体的、平面的に道路の線型を決めなければならないということがございます。

今、担当課長が申しましたように、坂を下りてきた段階で停止する区間はどれぐらいあるかということでございます。その辺を加味しまして、最終停止線から10メートル近くは、できる限り2.5%を確保してほしいということになっておりますので、そこは読替えもできますので、一定の配慮と協議はしていきますけども、現実のところをいいますと、京都府の府道にいじめずにやろうというのは物すごく問題ありまして、ご存じだと思いますけども、手前側にカニシさんという方の家がございました。あの家があった関係で、京都府自身も道路法線を触れないということが言われております。

実は私の先程の答弁にもありますように、今回、鷲峰山トンネルの開通に伴いまして、木津信楽線を数か所、1.5車線以上の改良をしてほしいということは要望を昨

年度から始めております。この要望の中に、撰原交差点のほうにつきましても要望に入れておりますので、何らかの改良を今後強く要望していきたいと考えておりますので、信号機をつけて、そこに安全な交差点をつくるということにつきましては、なかなか難しいと思いますけども、この点については町も一体となって協議に入りながら調整をしていきたいと思っております。

今回、一番顕著に見ていただけるのは、石寺橋の拡幅改良でございます。この拡幅改良に伴いまして、京都府の協力を得まして、1軒、家をどけるというようなことで動いてもらっております。このぐらいのことをせんと交差点は信号がつかないのかというようなことになります。

あと、もう1点は、止まる車の関係もございまして、予告信号を何とかつけてもらえないかというような要望もこちらのほうで、芳煎橋と同様お願いをしておりますので、これも公安になりますので、警察です。その辺については、私らのほうからも十二分に担当課が動きますので、すみませんけど、また政治的にもご理解とご協力、そしてご支援をお願いしたいと思っております。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

先ほど来、ご答弁もいただいておりますけれども、鷲峰山トンネルが完成すれば府道の通行車両も非常に多くなるということで、山城地域振興計画なんですけど、ここにも木津信楽線等の道路交通機能の確保ということで挙げていただいております。また、防災対策についても挙げていただいております。その中で、今回残念ながら、6月府議会の補正予算には、国道307号線、城陽京田辺市の分しか入ってないんですけどね、こっちは入ってないんですけど、ぜひ、その辺りは今後も引き続いて要望をお願いしたいと思っております。

撰原の交差点だけではなくて、ここ最近、大きなトラックが頻繁に府道を走行しています。見ていまして、やはり大型同士を離合するのに車線だけでは離合できない部分で、民地のほうにちょっと入りながら利用している部分も先日見かけました。やはりこれはトンネルが開通すれば、それだけ大きな車両も多くなる可能性が高いわけですから、そうした交通に対する安全対策をどうする、そういったところについても併せて府のほうに強く要望いただいて、住民の方が安全に走行できるようにそういった環境整備をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

この計画にもありますが、住民の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる、そうした環境整備をぜひお願いしたいというふうに思います。

最後に町長、ご答弁を何かいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員の一般質問につきまして答弁させていただきます。

今、答弁等を続けている内容でございますが、取りあえず私につきましても、住民が安心安全に暮らせるまちづくりというのは大事なことだと思っております。そのためができることにつきましては、担当課を通じ、また私、直接いろんなところにも足を運びながら要望調整をしてみたいと思いますので、ご支援のほどよろしくお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ということで、ぜひ、そういったところ、住民の方、また高齢者の方も安心して暮

らせる環境まちづくりを進めていただけることを期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前11時20分まで休憩いたします。

休憩（午前11時13分～午前11時20分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

続いて、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

山本達也です。通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず、第1に、オープンエアミュージアムの構想について、今現在の進捗状況、そして今後の進め方についてお伺いしたいと思います。

このオープンエアミュージアム、今後の鷲峰山トンネルが通った暁に、多くの方がこのまちを訪れるということを想定して、その受皿という意味でも大きな役割を担うかと思えます。

今後のまちづくりの根幹をなしている事業というふうに考えますので、役場としてどのような体制で取り組もうとしているのか、何か新しい部署をつくって、今後の管理運営に当たるのか、そういったことも含めてお伺いしたいと思います。

第2に、和東町のホームページですね、これは私も議員になってたしか初めての質問でさせていただいたと思うんですけども、非常に見にくい、分かりづらい、探しづらいというようなことが、ほかの町民の方からもそういうご指摘をいただいたりもしていますので、ほとんどその希望に沿った、要望に沿った形で改修がなされていないというところが問題ではないかということで、どういうふうに今のホームページを考

えておられるのかをお聞きしたいと思います。

3番目に、私も移住者でありますので、その移住者の推移ですね、今どういう形で移住者が減る、増える、そういったところで空き家バンクを利用して入ってこられる移住者の方もあると思うんですけども、そういった空き家バンクを活用して入ってこられてる方ですとか、それが実数としてどれぐらいいるのかということをお聞きしたいのと、あと、移住促進のための今後の計画といいますか、どういうふうな形で取り組んでどういう政策でどういう効果を見込んでいるかというところまで踏み込んだ形でお答えいただければと思います。

4番目に空き家の対策についてですけども、今般、税制が見直されたという中で、これから空き家を手放したいとか、どういうふうに処理をしたらいいのかと悩んでらっしゃる方も多いかと思います。そういった空き家の利活用、もしくは賃貸・売却を促す新たな町としての制度ですとか取組があるかどうか、それは何なのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問について答弁させていただきます。

1. オープンエアミュージアム構想について、現在の進捗と今後の進め方について。

今後のまちづくりの根幹を成し得る事業だと考えるが、役場としてどのような体制で取り組もうとしているのかについてお答えをいたします。

今年度中には宇治木屋線鷲峰山トンネルが開通するに当たり、トンネルから抜けた和東茶カフェエリアの周辺施設を交流拠点といたしまして、さらなる誘客を図ってきたいと考えております。誘客を図ることで町外からの外貨が増え、地域内の商工業者の経済が活発になると考えており、よく昼食難民の話を耳にしますが、町内のラン

チを営業されている方にお聞きした話では、お茶の最盛期の5月、6月の休日は、ある程度の客の見込みは立つが、それ以外の時期は厳しいという話も聞いています。鷲峰山トンネルが開通し、観光客が年間を通して増えることは予想されておりますが、そういった観光客が実際にランチを和東町で取られるかどうか、食事や買物を伴わない短時間の滞在のみになるのではないかとということが事業者の不安の種であるということも事実です。

また、オープンエアミュージアムは、役場が船頭役を行うが、実際に取り組んでもらうのは民間事業者であり、住民の皆さんだと考えております。現在の進捗状況ですが、3月末でオープンエアミュージアムの土台となる基本構想が出来上がりましたので、先ほどの昼食難民の話も含め、今後、より調査研究を進め、関係機関や住民の皆さんに広く周知し、この計画を理解してもらうとともに、本町の現状に即した計画となるように、地元の声を拾いつつ慎重に進めてまいりたいと考えております。

また、町の体制につきましては、本年度完成する総合施設も含めて、今後、機構についても検討してまいりたいと思っております。

次に、2. 和東町ホームページの抜本的な改修について幾度も改修要望が出されている中、今まで要望に沿った改修がなされないのはなぜかについて答弁させていただきます。

昨年の9月の定例会でご指摘をいただいておりますホームページですが、昨年10月から庁内広報委員により協議を行い、令和6年度当初予算でホームページのリニューアルに係る予算を承認いただきましたので、今年度、町内外の皆様が満足度の高いホームページになり得るよう、「わかりやすい和東町のホームページ」としてリニューアルさせていただく計画で事務を進めているところです。また、議員各位の要望も実現できるよう努めてまいりますので、助言等いただけますようお願い申し上げます。

次に、3. 2022年度から2024年度5月時点での転入、いわゆる移住者の推移は、各年度何世帯、何名で、そのうち空き家バンク利用での移住者は何世帯、何名

か、今年度の移住促進のための今までと違う取組、施策は何で、どれだけの効果を見込んでいるかについて答弁させていただきます。

議員ご承知のとおり、本町では転出者数が転入者数を上回る状態が続いており、人口減少に歯止めがかかっていないのが実態であります。転入者を増やし人口減少を抑制するための施策として、これまでも移住・定住促進に取り組んでまいりました。しかしながら、移住を希望され、住まいを探しておられる方々、いわゆる需要に対して空き家バンクの登録物件数、いわゆる供給量がまだまだ足りないというのが実情です。そこで昨年度から空き家開拓コーディネーターを委嘱し、空き家情報の収集と契約・交渉に至るまでのアドバイスをお願いしており、その結果、昨年度は新規登録が12件と倍増しました。今年度はこの取組をさらに進め、また地域の方からの情報なども丁寧に拾いながら、昨年度を上回る新規登録を目指すよう努めてまいりたいと考えております。

また、最近の相談の傾向として、いわゆる更地を探している方が増えているとも聞いています。現在、和束町の空き家バンクでは土地の紹介はしておりませんが、他の自治体では実施しているケースもあり、そういった先行事例を参考にしながら、多様なニーズに対応できる仕組みについて検討していきたいとも考えております。

移住促進においては、移住希望者のお一人お一人に寄り添い、ニーズを聞き、大家さんとの間をつなぎ、時には理想と現実のギャップを埋めていく、ある意味、地道なサポートこそが一番の鍵を握るものだと思います。今後も関係各者と協力しながら取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、転入者と空き家バンク利用者の推移については担当課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、4. 空き家対策について税制が見直される中、役場として空き家の利活用や賃貸・売却を促す新たな制度や取組は何かについて答弁いたします。

空き家の利活用につきましては、先ほどの質問にもお答えしましたが、まず第1に、

増え続ける移住希望者からの問合せに対応できるよう、空き家バンクの登録を促進してまいります。賃貸や売買について「知らない」「よく分からない」ことが一步を踏み出せない要因ともなりますので、専門家のコーディネーターを置き、ハードルを下げる取組を進めてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍を経てリモートワークが社会に定着しつつある中、空き家を住宅として活用する以外にも、サテライトオフィスやコワーキングスペースとして改修する取り組みを支援してまいります。

このほか、空き家となっている古民家を活用して「おもてなし」の空間を整備したい、町外から来られた方におもてなし体験をしてもらえる「場」を提供したいという声も聞いているところです。交流人口を増やし、和東ファンの獲得を目指す本町として、民間でも受入体制の充実を進めていただくことが必要不可欠であり、整備を進める上で国や京都府の制度が利用できないか思案しているところで、こういった空き家の利活用も進めてまいりたいと考えております。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、私の方から、2番の和東町ホームページの抜本的な改修について、幾度も改修要望が出されている中、今まで要望に沿った改修がなされていないのはなぜかについて答弁をさせていただきます。

ホームページが使いにくい、見にくい、分かりづらいというご指摘をいただいております。先ほど町長が申し上げましたとおり、庁内の広報委員によりホームページの見直しについて、昨年10月から協議検討を重ねてまいりましたが、トップページのデザインやレイアウトの変更につきましては、やはり改修が必要ということでございますので、令和6年度で予算措置をさせていただいたところでございます。

今回は情報発信力の強化や誰もが使いやすいホームページとさせていただき、単にホームページを作るという視点から、ホームページを使いこなすという視点を持って作成してまいりたいというふうに考えております。

これと併せまして、職員の研修を実施させていただき、利用者が分かりやすいホームページを作成するための知識や技術を習得できるよう図ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、山本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

私からは、山本議員の一般質問3番と4番についてお答えを申し上げます。

まず、3番、2022年度から2024年度5月時点での転入者の推移は、各年度何世帯、何名で、そのうちに空き家バンク利用での移住者は何世帯、何名かについてお答えを申し上げます。

転入者の推移につきましては、2020年度は44世帯75名、2023年度は31世帯48名、2024年度は5月末時点で13世帯20名となっております。

また、空き家バンクを利用した移住者としまして、物件成約の実績の推移を申し上げますと、2022年度は4軒9名、2023年度は6軒7名、2024年度は現時点でまだ制約はございません。

次に、4番、空き家対策について税制が見直される中、役場として空き家の利活用や賃貸・売却を促す新たな制度や取組は何かについては、先ほどの町長からご答弁申し上げたとおりですが、専門コーディネーターの助言による賃貸・売買を促す取組ですとか、住宅以外での空き家活用支援を進めたいと考えておりますが、議員のご指摘の空き家対策税制について少し申しますと、空き家が相続を機に発生するものが過半数を占めるということで、相続人が早期に譲渡、すなわち有効活用することを後押

しするために、国において、相続後3年以内に譲渡した場合、譲渡所得から一定額を控除できる特例措置が設けられますとともに、今年1月からは対象要件が拡大されるといったこともございました。こういった制度の変更ですとか、新たな制度につきましては、空き家を売却しようとして初めて調べ当たるといったことも往々にしてあるかと思えます。国・府・町がそれぞれ設けています制度を、そういった情報を折りに触れて分かりやすく目にしてもらうように周知方法を工夫しまして、空き家の活用が進むように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、山本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございました。

では、1番から再質問させていただきます。

このオープンエアミュージアム構想についてですね、今後、予算が取れたらということになるのか、まだ分からないですけれども、例えば、和東町健康福祉交流センター、そのときに総合施設整備課もつくられて、具体的な取組ですとか、そういった運営関係に当たられたかと思うんですが、そういう専門部署的なものを今後つくっていかれるような計画でございますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の質問でございます。今年の4月の人事異動を見ていただいたら分かりますように、今後につきましては、医療と福祉をできる限り一本化していく中で動かしていきたいということは、この4月の異動等で確認していただけたと思います。

そういった中で、機構改革というのを今後視野に入れた中で検討しております。そ

の中には、新たなまちづくりという形の考え方の中にこのオープンエアミュージアムにつきましては検討していきたいというような思いであります。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

オープンエアミュージアム自体がかなり構想が大きいものですし、かなりの年度にわたって仕上げていくような内容であるかと思うんですけれども、先ほど町長もおっしゃられたように、今の和東茶カフェ周辺ですね、その辺が中核の地域になるということなんですが、その場所で、今やはり皆さん早急に必要なのが、昼食難民というような言葉もよく聞かれると思うんですが、ランチを食べる場所がないということが、結構、今の和東町にお越しの方々のクレームにはならないまでも、ささやかれている部分であると思います。

あと、もう一つは、先ほど出ましたけれども、滞在時間をもっと長く取っていただくために、やはり宿泊をする施設が非常に少ないというのも滞在時間を短くする。本当に、今のお茶を買いに来てすぐに帰るというようなお客様の流れにつながっているような気がします。

そういった大き過ぎる構想の中で急がないといけない、早急に必要な飲食ですとか宿泊というものを計画の中でどのタイミングで実施されるか、もしくはもう既に考えておられるものがあるのかということをお聞きできればと思います。あくまで構想の中ですね。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

先ほども答弁させていただきましたとおり、あくまでもオープンエアミュージアムのプレイヤーは民間でございます。民間の方々がどの程度、和東町に活力を出して動

けるかということは、うちが差しを出すんじゃなくて、民間の方が差しで測れる問題でございます。これにつきましては、うちとしましては、どういう方々を誘致するかということに対して努力をしたいと。実際には、現在、宿泊関係では4社ほど、それから飲食では3社ほど、工場関係では2社ほどの問合せ、開発についてのいろいろなご要望は聞いております。ただ、これが実際に和東町でやるのがプラスなのかマイナスなのかにつきましては、その会社ごとの経営がございますので、その会社ごとがうまく和東町の計画と乗っていただけるのか、また、それに対して民間が利潤があるのかということについては、現在どの企業につきましても調査をされている最中でございますので、うちは1社でも多く和東町に入っていただけるように調整をかけていきたいというように思っております。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

それでは、次、2番目ですね、和東町のホームページの抜本的な改修の話に入りたいと思います。

先ほどおっしゃった庁内の広報委員ですね、それはホームページを作成するのを大体メインに考えられている委員ということでよろしいんですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

広報委員につきましては、主に広報紙を作成するために各課より選任いただいた委員でございます。ですので、今回当たってる方につきましては、ホームページの作成検討委員会ということで位置づけさせていただいて、検討を図っていききたいというふう

に考えてますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

それは既にスタートしている委員会ということでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ちょっと誤解があるようなので、私のほうで答弁させていただきます。

あくまでも広報委員といいますのは職員でございます。職員で構成する委員会でございます、これは和東町の広報を全て表に出していくための編集から取材全て行うことも検討にしております。その中に広報の一部としてホームページがございますので、そのホームページのリニューアルについても検討すると。ただこの広報委員につきましては若手をほぼ当てておりますので、斬新な意見が出てくることを僕は期待しております。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ちょっと分からないところがあって、実際に使い勝手とかレイアウトとかページの構成ですとかいうのは広報委員の方が決められて、実際のページに仕上がっていくというふうに考えてよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

今回、令和3年度に新しくホームページを更新させていただきました。その際に委託させていただいた業者に今回もお願いしたいというふうに思っておりますので、レイアウトの変更、デザインにつきましては、委託業者等を検討しながら変えさせていただきますというふうに考えてますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

令和3年度に選定された業者さんということですね。選定された業者さんが作ったページが今のページということですか。それは大きな変革はできますか。同じ業者の選定で、デザインとかレイアウトというのが大きな変革はできますか。そこは大丈夫でしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます

大きな変更ということでございますが、やはり町のホームページにいたしましては業者のホームページと違いまして、やはり行政的なものをつらつらつらと並べているというのが現状でございますので、どこまで変革できるかというのは今のところ分かりませんが、できるだけ要望のあったように、自分のたどり着きたい情報まで、3クリックないしは最大5クリックでできるようにはさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

以前にもちょっとお話をさせていただいたんですけど、できましたら自分の見つけた

い情報まで3クリックでたどり着くようなページにしていただけたらと思います

今のホームページをベースに考えますと、町内への情報と、町外への情報が入り乱れていると。それがそれぞれどこにあるか分からない。非常に、町外への情報の中でも、町内で和東町がこんなすばらしいよと、和東町はこういうことしてるんだよということも、町外へのアピールポイントとして出してほしいんですね。

例えば、子育て支援とか医療費の無償化とか、ああいうものがトップページのどこにも書いてない。それは和東町のページに入ったときに町のアピールとしてもっと宣伝をするべきだと思うんですよ。そういったことがどこにも入ってない。それすら探さないと出てこないという今、状況なんですね。観光された方も、観光する方がどういことを目的に来るかという、和東町で何が特産物なのか、例えば、名勝ですとか神社も含めてですね、そういった観光の見所がどこにあるのということを探したいと思っても、あそこのページからそこへたどり着くのがかなり難しいですね。そういったところで、町外アピールする部分、それと町内の方が知りたい行政の情報ですとか、申請の情報とかいうものを明確に分けた方がいいと思うんですよ。

観光の方が見られるようなページも、一つのページの中に全部納めるのではなくて、例えば、別に独自のページをリンクして作ってもいいかと思うんですね。その観光のページには、例えば、商工会とか活性化センターのページがリンクしてあるとかいうような形の探したいところを見つけるというのと見たときに、そこからどんどん入って探したくなるようなページ作りというのをぜひお願いしたいと思います。

あと、つくっていく過程の中でホームページの制作改善、そういったものの責任の所在というのが、要するに、これでオーケーだと、ゴーを出す責任の所在というのがどういう形になってるかというのがちょっと気になります。これはなぜかという、今はそれぞれの例えば地域力推進の方、総務の方、福祉の方、そういったところからページの中を上げていく、ページの内容を作っていくみたいなことをされてるんですけども、それを最終的にまとめて使いやすいようになっているかどうかをチェックす

るような責任の所在というのがいまいち不明確ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

お答えさせていただきます。

今現在のところホームページの更新につきましては、各課のほうで作成しております。ですので、各課長が最終確認ということで掲載のほうをさせていただいているのが現状でございます。今後につきましても、やはり各課長の責任においてホームページの更新の承認はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

多分そここのところがちょっとまとまりがない部分につながっていているんじゃないかと思うんですね。各課から出されたものを最終的に和東町のページとして外へ見やすい、発信しやすいように、例えばレイアウトを変えるとか、そういった最終決定をする責任部署といいますか、それが広報担当の委員会ではないんですか。そういう役割で検討委員というのはあるわけではないのでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

検討委員につきましては、やはり今ご指摘いただいた内容をより住民、あるいは町外の方に発信させていただくということで検討はさせていただきたいというふうには考えておりますが、そういう中でですね、検討していった内容を各課のホームページから発信するというごさいますので、やはり最終の決定権につきましては課長

ということでお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

一度その流れは私は考え直したほうがいいと思いますので、最終決定するところがデザインの全ての責任を持つと。その各課の課長がそれぞれ持つんじゃなくて、最終の決定者を決めるべきだと思いますので、それはまたご検討いただければと思います。

では、3番目の移住に関しての件で質問させていただきます。

今、私も移住者の会っていうのをやってまして、移住をしてきた方々ですとか、これから移住を希望する方々とも話す機会を持ってるんですけども、まず言われるのは、移住の条件として大きく言われることは交通網、これは絶対に言われます。ほとんどの方が、まず交通網の点でちょっと不便だなと。今は車があるけど、乗れなくなったらどうなるんだろうなということほとんどの方が言われる内容です。それ以外に、先ほどおっしゃってましたように更地ですね、例えば、空き家バンクに載っている家は改修に非常に費用がかかる面が多いので、そういうのは更地で新しく家を建てた方が自分の好きなレイアウトで建てられるんじゃないかというような需要もあって、更地の需要はないことはないです。確かにございます。それはまた空き家バンクというか、空き家じゃなくて更地の情報も今後載せていっていただくような形がいいかと思えます。

あともう一つ、和束に体験で暮らしてみたいという要望があります。これはしばらく住んでみて、その環境を把握してから、来的时候はどこの場所がいいかもよく分からないので、住んでみて、例えば白栖がいいよとか、原山がいいよみたいな、そこを自分の中で考えてから場所を探したいというような方もおられまして、体験するための空き家ですね、そういったものは必要じゃないかなと。体験用の施設ですね、それは普通の一般の開いてる家をリフォームして、そこでしばらく住んでいただくような

形で、キッチンですとか風呂ですとか、そういったものが整備されているものでいいと思うんですけども、そういったものを希望されてることが多いんですけども、そういった体験用の空き家というのは今後発想の中にございますか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

はい、ご質問お答えいたします。

体験用の住宅をやってらっしゃる地域もありますし、本町におきましても、お試し住宅という形であったというふうに聞いておりますけれども、今、現時点でお試し住宅というのはやってない状況です。

これにつきましては、空き家を提供いただける方がまず協力をしてくれるということが大前提になりますし、短期利用になるかもしれませんし、こういった方が来るかというのも、もちろん受け入れられる側ともマッチングは必要だと思いますので、そういうご協力いただけるような案件ありましたら、ぜひまたご紹介いただきたいと思いますけれども、そういったニーズがあるというのは承知しておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

移住するときにはですね、今度、次の日曜日に京都府の移住フェアというのが産業会館でございまして、私も移住呼びかけ人という認定をされてしまったので、スタッフで行くことになるんですけども、そこでこういったアピールをしようかですとか、そういうアピールするためのツールが町の中のパンフレットにあるかというものが、確かに、町内マップですとか、グルメマップですとか、散策マップみたいのがあるん

ですけれども、もう少し和東を移住したくなるようなとか、住みたくなるようなアピールするような、そういったパンフレットとかも作ったほうがいいのかなと今回改めて思いました。そういったものがあまりにも少な過ぎる。観光に来られた方は見てでいいんですけれども、これはホームページも言えることなんですけれども、発信するための外に向けたそういった材料というのが、和東に来ていただきたいというような材料が非常に少ないかなと思いますので、そういったパンフレットも今後検討していただければと思います

そういった移住をすることに対して、やっぱりメリットがないと移住してこないと思いますので、和東町のメリット、住みたいと思えるメリットというのは何かお答えしていただけます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（冨田幸彦君）

ご指摘のとおり、空き家バンクというものが制度パンフレットというのはあるんですけれども、移住者向けに、例えば、そのメリットという面で子育てがしやすい、手厚い子育て支援策があるですとか、それから移住で空き家バンクを使った場合の補助金の制度、それから先ほど答弁しました税制の関係の制度ですとか、それは国の制度ではあるんですけど、それぞれバラバラというような感じになっているのは、私も異動してきてその辺は否めないなというふうに思っております。

そういう総合的に紹介できるようにしていかなければならないと思いますし、ホームページにおきまして、いいところ和東の茶源郷のほうでは、結構、暮らすという面で、あそこは非常によくまとまってご紹介いただいています。活性化センターに委託してやっているわけなんですけれども、そういったところに誘導するですとか、そういう策は今後も検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

もう一つ、私が移住してきた後に町内の方に聞くと、地元の方の中で、「なぜこんな田舎に」とか、「なぜこんな不便なところに来たんだ」というようなことを言われる方が大変多いですね。私も含め移住者は全く不便をそんなに感じてないですし、町中でももっと不便なところはたくさんあるので、例えば、スーパーが30分以内ないとか、車で走ってもないとか、大きなスーパーがないとかいうような不便というのをあんまり感じることはないんですけれども、そういった地元の方へ向けての、和東はもっとこんなにいいんだよというようなことを発信を町としてしていただけないか。ちょっと難しいかもしれないんですけれども、地元の方と話すと、やっぱり町の中でも不便なことが多いということを、町だから便利、田舎だから不便だというふうに決めつけて考えていらっしゃる方が非常に多いなというのを実感して感じてまして、例えば、和東の中でこういった買物ができるし、周辺にはこういった買い物する施設があるよとかいうようなのを何か一つマップのような形式で作るとかですね、あんまりほかと差別化するのはよくないかもしれないんですけれども、どこどこの町だったら何分かかるところが、和東なら何分で行けるみたいな、何かそういう和東をもうちょっと引き立てるような、地元の住民の方々に対しての広報というのもあったらいいのかなと思いました。

あと、もう一つ教育関係でですね、今、移住をされてきた方が子どもをこれから育てようという中で、やっぱり中学までしかないというのが一つのネックになっているのは事実です。そのときに、ほかでもそうなんですけれども、中学から高校に上がるのと一緒に家族ごと出て行かれる。もしくは、この間もありましたけど、小学校へ上がるタイミングで家族ごと出て行かれるということがやっぱり多いので、子どもがもっと和東にいたいというような、和東愛を育むような教育方法といえますか、そういったことを考えたときに、今の連合の教育委員会というのが私もよく分からないので、

どういふことをされてるのか分からないんですけども、その辺の連合の教育委員会というのが本当にいいのかどうかというのは、お答えいただくことはできますかね。いいかどうか、もちろんいい面も当然あるんでしょうけれども、ネックになっている面とあってあるかどうか、お伺いしたいんです。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

連合につきましては連合議会のほうになりますので、ここで答弁することはなかなか難しいところがございますけども、和東町として連合に入っているメリットは何があるかということになりますと、やはりスケールメリットはあると思います。特に、教職員の確保とかという部分に関しましては、委員は十分できますし、また新たによその子どもとの、例えば精華町であれば、精華町の中に小学校が五つあると。連携して何かできるというようなことができますけども、和東町、笠置町、南山城村につきましては、1町に1校しかないとなってきますと、いろんな競争も含めてなかなかできにくい。こういう面につきましては、連合を組んでいる意味は十二分にあると思いますし、そういう意味でいうと、連合は連合として価値があるものだと思います。よく似た環境の中でよく似た教育をしながら、よく似た育て方をするということができると思います。

それと、この連合につきましては、3町とも今ふるさと教育というのはかなり力を入れています。ふるさと教育に力を入れているということは、地元に対してどういうものがあったりとか、新しいものを発見するとか、よく造語で言われますけども、「ないものねだりよりもあるもの探し」ですよね、そういうことを一生懸命やっておりますので、連合自体は今、僕にとってはいいと思います。

ただ、いろいろ政治的な話とか、それからいろんな人事的な話の中で、なかなか和

東町でしたいことが連合の中でできないというような意見もございますので、そこは一長一短はあると思いますけども、今回、連合のことに関してはまず連合で協議されながら、各町村ごとの特色も出してもらわんと困るというような話になってくると思いますので、そこについては連合のほうで調整をしていただければいいのかなと思います。

あと、先ほど来、出ています和東町の中のPRですね、これは何らかの形で地元の人に地元愛を持っていただくということについては、一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。僕もそうですけど、特に僕たちが和東町で育って、和東町が当たり前であって、その当たり前の和東町が不便だということを感じながらも、その不便の中には不利益もありますので、利益ばかりを求めるよりも、不利益をもっともっと前に出しながら、それを出していける方法とかあったりとか、例えば、よく言われるんですけども、100キロ圏内に五つの政令指定都市があって、九つの県庁所在地があると。ですので、考え方によれば、通勤・通学も含めた中で、ちょっと出ることだけで物ができる。先ほど山本議員が言われたように、車さえあれば何でもできるという話もありますし、そういうことも含めまして、地元の人にもう少し地元愛を育てていただけるような施策は取り組んでまいりたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

一番最初に、まだ元堀町長がいらっしゃったときにお話したときに、町の職員の方も和東に住んで、いろんなご事情があって出ていらっしゃる方もいると思うんですけども、和東に戻ってきたいとか住み続けたいというふうな、何があったら戻ってきたいとか、何があったら住み続けたいと思うかをアンケートを取ってくださいということを堀町長にお願いしたことがあったんですけども、それは結局無くなったん

ですが、また一度ですね、別にアンケートを取るということではなくて、やっぱり必要なものがないから出て行かれたということになるかと思うんで、そういったことも一応、役場の中でも聞いていただけたらありがたいなと思います。

最後に空き家の問題ですけれども、一つですね、和東町の空き家問題の中で管理不全の空き家というのが結構あるかと思うんですね。そのまま放置しておいたら特定空き家の指定を受けてしまうというようなものだと思うんですけれども、そういったものを実際の調査であぶり出して、例えば、相続不能な空き家とか、うちのちょうど家の前も家が崩壊をして、それで道路にも瓦が落ちそうになったんですけれども、個人の持ち物なので役場としては手出しできないということで、見にも来ていただいて写真も撮っていただいたんですけれども、どうすることもできない。その後で柱が道路のほうに崩れて出てしまっ、やっとな動いていただいて、持ち主の方が壊れかけたやつだけは崩すところまではしたんですけれども、撤去するお金がないので、崩しっぱなしで今置かれてる状態。そこの同じ敷地内にあと2棟建ってるんですが、それも間もなく崩れるであろう状態になりつつあるんですね。そこは4人の名義が入っていて、そのうちの2人が行方不明だと。相続するにも売るにもどうすることもできないんだというようなことを持ち主の方が言われてて、そういったものが多分ほかにもたくさん和東町にあると思うんですけれども、そういったものの調査というのはされたことがあるか、これからされる予定があるか、どうでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

大変申し訳ありません。所管が農村振興課ですので、私のほうからは状況が明確にはお答えできないんですけれども、今のところ、先ほどお伺いした1軒崩れかけているところがあるという話とかも農村振興課のほうからも聞いているところでございます。必要な対応につきましては一つ一つ対応していくしかないと思いますし、例えば、

区長とかからそういうお話があれば調査に行つてということは対応しているというふうに聞いておりますので、そういった対応を今後も続けていくのかなというふうに考えております。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

じゃあ、また農村振興課のほうで聞きに行かせていただきます。

もう一つね、例えば、町内でお亡くなりになつた方ですとか転出された方で、その家が空き家に今後なっていくというような状況になろうかと思うんですけれども、そういった情報をいち早く入手して、空き家バンクに登録しませんかみたいなアクションを起こすようなことって今までにありますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

固定資産税の納入通知を発送する際に、空き家バンク制度ですとか、そういった周知というのはしているという状況です。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

できましたら、固定資産税の申告を待たずに、転出の届けが出たときですとか、何らかの届けが役場に出ると思うので、そのタイミングで逃がさず空き家バンクの登録へのアクションというのをしていただけたらなと思います。

ありがとうございました。私からは以上です。

○議長（吉田哲也君）

山本達也議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午後 0 時 0 7 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○6 番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

まず、第 1 に、町としての物価高騰対策を直ちに具体化をについてであります、異常な円安の下での異常な物価高騰が止まりません。6 月には引き続き多くの食料品等が値上げされるとともに、政府の補助打切りを受けて電気代の値上げも行われるなど、ますます暮らしや生業が厳しさを増す中で、この 6 月議会での支援の具体化が不可欠だと考えます。検討・具体化されている支援は何か、答弁を願います。

第 2 に、地元農産物の地産地消の推進をについて伺います。

まず、1 点目に少し訂正をさせていただきたいと思いますが、第 2 次地産地消計画の取組状況となっておりますが、現在の計画は第 3 次ということで誤っておりましたので、第 2 次計画を踏まえて、この第 3 次計画の中での方向性を答弁いただけたらと思います。

2 点目に、学校や保育園の給食での利用促進であります、一つは、和東産の米や野菜の使用割合の抜本的な拡大、米は 1 0 0 % を目指し、当面週 1 回など積極的に推進を求めたいと思います。

二つ目に、耕作放棄地の利活用や生産者の確保など使用割合拡大の取組強化を求めたいと思いますが、答弁を願います。

3 点目に、有機農業を広げ、安心安全な農産物の地産地消を進めるために、「オー

ガニック・ビレッジ宣言」の検討を求めたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、第3に、地域で買い物、消費できるまちづくりをについて伺います。

1点目に、トンネル開通後、町外の商店やスーパー等に消費の流れが強まり、地元消費がさらに衰退するのではとの懸念の声が聞かれます。町としての見通しや方向性について答弁願います。

2点目に、「買い物エリア」の整備等、地域商店を維持し、再構築し、地域で買物、消費できる環境整備への方向性を持つべきと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

3点目に、現在取り組まれております「移動販売車」の事業の維持、継続へ、町としての方針をしっかりとって支援を強化すべきと考えますが、答弁を求めたいと思います。

第4に、茶業の担い手確保へ支援拡充をについて伺います。

本町の基幹産業である茶業が今後も維持、発展していくためにも、後継者や担い手の確保が不可欠になっています。本町では、比較的若い世代の後継者、担い手の方が一定数おられるものの、全体としては減少傾向にあり、主力の年代層はやはり高い状況がございます。そこでまず伺いたいのは、茶業を基幹産業として位置づけておられる町として、担い手の現状や今後の見通しをどう分析し、考えておられるか、答弁を願います。

具体的に今回は2点伺います。

一つは、新規就農者への支援についてです。

現在、国の制度として農業次世代人材投資資金事業がございますが、町独自の上乗せ支援や、国の制度の対象外となっている「親元就業者」への独自支援などの検討を求めます。

二つ目には、援農者の受入支援についてです。

農繁期には全国から多くの援農者が来られて、今や担い手として不可欠な働き手になっておられます。援農者の確保は「ワヅカナジカン」などを通じての人材派遣や農家自身の募集等で行われていますが、住居の確保なども含め、農家にとって大きな負担になっているケースも伺っております。民間事業や農家の自助努力任せだけにせず、町としても、一時住居の確保や斡旋などの受入支援の仕組みを整備していく考えはあるでしょうか、答弁をお願いします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、岡本議員からいただきました一般質問について答弁いたします。

最初に、1. 町として物価高騰対策を直ちに具体化を、（1）物価高騰が止まらない中、6月議会での暮らしと生業への支援の具体化が不可欠ではないか。6月議会での検討・具体化支援は何かについて答弁いたします。

令和6年度の物価高騰対策に係る事業につきましては、国の制度の中で現在対応している状況でございます。昨年度3月補正予算で承認をいただきました住民税均等割のみの課税世帯への10万円の物価高騰対策支援給付や非課税世帯等への子供1当たり5万円の子育て加算の給付金支給を先月末から実施を行っております。また、勤労世帯への所得税、住民税の定額減税も今月から行われます。

今後の国や京都府の補正予算編成や物価高騰の動向を見ながら、引き続き、京都府、町村会を通じて要望をさせていただきますので、ご理解のほうをお願いいたします。

続いて、2. 地元農産物の地産地消の推進を、（1）第2次推進計画の取組状況と次期計画の方向性にはお答えさせていただきます。

先ほど岡本議員がおっしゃいましたように、今、第3次になっております。まず、第2次和束町地産地消推進計画につきましては、平成30年度から令和4年度までの

5か年に設定をされた計画で、基本方針としましては四つの柱を挙げて取組を実施してまいりました。

生産者、消費者と町の連携を深め、地元農産物を使用した特産品づくりや、他地域との交流を積極的に展開することで地域や地域農業の活性化を目指す。地元農産物を通して「食」の大切さや食生活の重要性を学び、地域の自然や農業への理解を深め、健全な食生活の啓発に努める。地域で生産される農産物の地域での消費を拡大していくとともに、地元農産物の食文化を守り伝承する。農業体験のできるふれあい交流イベント等を推進し、環境にやさしい農業の取組により、安心・安全な農産物の生産拡大を促進する。

これが第2次計画の4本の柱でございます。

幾つかの成果を上げますと、直売所・地元農産物の販売・利用促進のための情報提供としましては、広報紙での直売所の紹介(れんけい2021年8月号和東の郷掲載)、農産物情報の啓発とイベントとしましてはおもてなし呈茶や地域フォーラム等のイベントへの出展、また学校給食等における取組としましては、和東産米の使用が1か月に1回、和東産の野菜使用が1学期に約1回程度、地元農産物を使った加工品の開発など、最近の支援としましては、和東のてん茶を用いたポテトチップスが挙げられます。

おおむね計画当初の目標を達成することができましたが、時期がコロナ禍ということもあり、イベントへの出展等による和東のお茶のPRの回数は、目標値を下回る結果となっております。

第3次推進計画につきましては既に策定されており、令和5年度から令和9年度までの5か年の計画期間となっております。第2次推進計画を踏襲しており、また、ウイズコロナの時代等現状に合わせた上で、今後も地産地消に取り組んでいけるような目標を掲げていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、(3)有機農業を広げ、安心安全な農作物の地産地消を進めるために「オー

ガニック・ビレッジ宣言」の強化をについて答弁させていただきます。

近年、「オーガニック・ビレッジ宣言」を行う自治体が出てきていることは私も承知しています。安心安全な食物が提供されることは言うまでもありませんので、一定賛同するところがありますが、有機栽培に殊のほか深く関わってきた私は、日本国内における「オーガニック」「有機栽培農業」への誤認識を是正する活動を先決するべきだと考えています。これは、有機栽培農業が必ずしも安全ではないということ、また、経営面から見ると非常に不安定であり、農家の所得安定につながらないということと、安全な食物をエンドユーザーに届けられないことも多々あるということから、生産農家の選択であり、究極を言えば経営方針選択だと考えています。

生産者とエンドユーザーの信頼関係から成り立つ「宣言」であり、自治体が率先して取り組むのは、新鮮かつ安全な農作物の提供に主眼を置いた取組ができるよう営農指導を強化していくことを目的に、本年度から担当課に専門職員を配置させていただきました。

次に、3. 地域で買い物、消費できるまちづくりを、(1) トンネル開通後、町外の商店、スーパー等に消費の流れが強まり、地元消費がさらに衰退するのではとの懸念の声があるが、町としての見通し、方向性については答弁をさせていただきます。

ご指摘のことは既に加速化していると懸念をしていますが、かといって、特効薬があるわけでもなく、試行錯誤しているのが現状です。経済は地域で回すことが一番効果があると考えますが、先ほども述べたとおり、住民の消費動向を町内に限定することは至難なことでもあり、住民の方々と今後も協働しながら、できることから取り組みたいと考えています。

次に、(2) 「買い物エリア」の整備等、地域商店を維持・再構築し、地域での買い物、消費できる環境整備への方向性を持つべきではについて答弁させていただきます。

数年前に注目を浴びたシャッター商店街は、本町でもここ数年進み、酒販専門店、いわゆる酒屋やタバコ専門店ほぼ皆無の状況で、生鮮食料品店も同様の状況は、私

も承知しています。その原因の一つは、急激な人口減少と議員ご指摘のとおり住民の消費動向が町内から近隣市町村のショッピングモールへと変化したことが大きな原因だと受け止めています。しかしながら、小売販売業は個々個人の営みでもあり、行政ができることにも限界があると考えます。ただ、先にも答弁しましたように、経済は地域で回すことが地域経済の底上げになるということは言うまでもなく、現在新たな施策として、「デジ電」デジタル田園都市国家構想交付金の申請なども視野に入れ、取組を進めたいと準備を進めているところです。

次に、（３）「販売移動車」の維持・継続へ、町としての方針を持ち、支援強化について答弁させていただきます。

ご承知のとおり、和東町商工会において「茶太郎」を運営いただいています。現状は、町内１００世帯前後の世帯にご利用いただいていると聞いていますが、商工会からは販売ロスへの対応など、若干の問題があることなどの報告を受けています。しかしながら、必要とされる方に対して、今後は民間企業などと共にタイアップし、新たなサービスができないか模索することも必要な課題ではないかとも思っています。

何より高齢者のひきこもり対策として、社会福祉協議会においてサービス提供されている「軽度生活援助サービス事業」などの活用も促進していただけるよう期待するところです。

先にも述べましたが、軽度生活援助サービスを活用いただくことは、町内小売業者の販売促進にもつながりますので、移動販売車一手にこだわるのではなく、官民からの提供サービスをうまく活用いただけるよう啓発したいと思います。

次に、４．茶業の担い手確保へ支援拡充を、（２）新規就農者支援の上乗せ、「親元就業者」への支援など、町独自の取組の検討をについて答弁させていただきます。新規就農者に対しての支援として、農業次世代人材投資資金給付事業により年間１５０万円が交付される国の制度があり、今年度は２人の方が対象になっています。この事業を起点として農業を続けている方も多く、町としてはこの事業を主軸に、引き続

き支援させていただこうと考えているところです。

また、「親元就業者」への支援では、農業経営継承・発展等支援事業という100万円が交付される府の事業があります。3年を通しての事業となり、初年度に交付されます。適合するためには厳しい採択基準がありますが、計画を立てることにより目指している農業を新たに見詰め直すことができ、持続可能な農業経営を促進できるようになります。

町独自の支援対策の取組につきましては、農業をしたいと希望されて来られた方々のアプローチや考え方によって対応が異なります。京都府山城南農業改良普及センターやJA京都やましろなどの指導や地元農家への援助なども必要になることから、一概には言えず、さらなる検討課題ではありますが、先の質問でも答弁させていただきましたとおり、本年度、担当課には営農指導を専門に対応する職員を配置し、農家を伴走する体制を強化し、日常業務に取り組む体制を構築し、新たな成果を目指しているところです。

次に、(3) 援農者の一時住居の確保・斡旋など、町として受入れの仕組み整備について答弁させていただきます。

本町の茶業の担い手で援農者の力は不可欠であります。現在、援農で来ていただいております方については、農繁期の間、空き家やシェアハウスなどを利用していただいで住んでいただいているとお聞きしております。町として受入れを検討してほしいという声も聞きますが、和束町に直接住居の確保を強固に要望される声は低く、どこにも住むところがないという相談を受けるまでには至っておりません。こういった現状から、農家にあっては自助努力をしていただいていると判断していますし、雇用者が労働者の処遇を把握いただきながら日々の作業に従事されていることは、良好な関係性が築けるものと考えています。

以上、岡本議員からいただきました質問についての答弁といたします。

詳細につきましては担当課長のほうから答弁させますので、よろしく願いいたし

ます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

最初に私の方から、岡本議員の大きな2、（2）、①和東産の米や野菜の使用割合の抜本的な拡大を、米は100%を目指し、当面、週1回など積極的に推進をについてお答えさせていただきます。

現状につきましては、町長が申しあげましたように、学校給食センターでは和東産米は月に1回、農産物は学期に1回以上で、冬に使用量が多いとのことでした。地産地消に関しましては学校給食の中でも言われていることであり、地元の産品を子供たちに食べてもらうことは、よい学習の機会になると思われます。ただ、実際に給食を届ける現場の声といたしましては、例えば、当日になって、不作等により必要量の野菜が確保できなかった場合にどう対応するか、地元産だと規格がバラバラだったり虫がついてたりで調理に時間がかかったり、食品ロスの部分が増えたりすることがあり、地元産のものを取り入れるに当たっての課題があることも現実です。

なお、保育園では、令和5年度は和東産50%、山城産米50%を使用していましたところ、令和6年度からは和東産米を100%使用しております。今後も可能であれば和東産米の米や野菜の使用割合を拡大できるように教育委員会に要望したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして、大きな2、（2）、②耕作放棄地の利活用や生産者の確保など、使用割合拡大の取組強化をについてお答えさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、学校での地産地消の取組につきましては、教育委員会に和東町産の米、野菜の利用拡大を要望させていただきたいと思ひます。また、米や野菜等の購入につきましては、和東の郷協議会を通じましてお願をしたいと考えております。

続きまして、大きな4、(1)茶業の担い手の現状、今後の見通しをどう分析しているかについてお答えさせていただきます。

2015年農林業センサスでは、経営耕地面積が30アール以上とされている販売農家が258戸でした。2020年農林業センサスでは210戸であったことから、農家全体の戸数は5年間で約2割減少しております。また、2020年農林業センサスから、1年間に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる戸数の調査が追加されており、210戸のうち115戸がそれであると発表されており、高齢化が進んでおります。

茶業の生産実績につきましては、令和5年度の摘採面積が1,336ヘクタールで、令和4年度の1,298ヘクタールから約3%の増加、令和5年度の荒茶生産量が1,194トンで、令和4年度の1,136トンから約5%とどちらも増加していることから、担い手自体は減少しておりますが、生産量は増加している現状でございます。

経営面積別生産戸数で見ますと、経営面積3ヘクタール以上の農家が60戸、2.5ヘクタール以上の農家が39戸、2ヘクタール以上の農家が17戸と、大規模な農家が増えてきております。このことから、和東町の茶園面積約600ヘクタールを守っていくには、担い手を確保しながらの農業の効率化を実施していく必要があると考えております。

以上、岡本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

全体的な今の町長の答弁を聞いておりました率直に思いますのは、町としてどうしたいのかという中身が大変薄いといいますかね、ないなというふうに思いました。特

に今回、2番以降の質問については、今、見直しが行われております第5次総合計画の中に沿って今回質問をさせていただいておりますので、そういった意味でも、ぜひ町自身が言うておられることを今どうなっているのかということで質問をしているという向きがありますので、ぜひ責任ある答弁をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、まず、物価高騰対策についてですけれども、先ほど町長は国のいわゆる減税等の説明をされました。私が聞いてますのは、国の制度の解説を聞いてるんじゃないくて、町として深刻な事態に対してどう対応しようとしてるのかということ質問してるんですね。国や京都府からの財政支援というのはもちろん必要です。実際、今、国のほうというのは無策に近いですから、それによって生活のほうも大変になってますし、物価高騰も野放しという状況になっています。

和東町はですね、やはり一般的ないろんな生活の大変さということだけじゃなくて、先ほどもありましたように車がなければなかなか移動もできないとなると、やはりガソリン代とか、農家の方も含めてやはりそういったものを使う頻度は大変高いわけですね。やはり公共交通の交通費も高いと。そういった意味でも、いわゆるここに住んでいるだけでいろいろ負担が大きいという状況もあるわけです。

そこに加えて電気代が上がるとか、また年金がちょっと上がったかもしれないけれども、物価が追いつかないとか、要は、大変、今ひどい状況にあるわけですが、そういったことについて町長は、この6月議会に当たって、どういうご認識でこの物価高騰から暮らしを守ろうかという思いがそもそもおありなのかということをもう一回確認したいというふうに思うんですね。

町長は先ほど来、国や府に要望するとしか言われませんが、町として国や府の財源が来なければ町は何もしないという態度なんですか、町長は。国や府が財源手当しなかったら町としては何もできませんと、そういうお立場で対応されてるといいますか。それも含めて答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに、私が諸般の報告でも報告しましたとおり、財源は大変厳しい状況の中にございます。この中で何をしていくかとなりますと、やはり財源確保からの話が出ます。直接的にお金を住民に配るとというのが一つの方法ではございますが、私の中では、もっと地域経済を活性化するとか、まちづくりの中でお金を回るようにするとか、そちらの面を町としてはしっかり取り組む中で、例えば、本年ですとインバウンドが回復した関係で、和東茶カフェでの売上げが1日100万円を超えるというようなことが起こっています。これは売り上げたものは農家さんに戻る話です。こういう形で、町としては行政として対応していきたいと。直接、個人にお金を渡すというよりも、地域経済を回すことによって地元への還元ができるような方策を考えているということでございます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろんそれも大事ですよ。しかし、やはり実際のところは、今そういったような例も挙げていただきましたけれども、それが町民全体にそれがどういうふうに戻っていくのかという意味では、大変中身がやはり弱いわけですよ。私も5月に町長に、町として物価高騰対策で6月議会に向けてぜひ考えていただきたいということで申入れもさせていただきましたけども、やはり町として、今、本当に皆さんが生活費自身が大変重くなっていると。収入は少ないのに、要は、払うお金だけはどんどん増えていってるという、そういう状況が続いている下で、町として最低限できることって何なのかということをご提案させてもらったと思うんですね。そういった意味でも、水

道料金であるとか、また国民健康保険税であるとか、また今、地域の経済を回すと言われましたけども、自由に使える、この間行った商品券も含めてですね、そういう買物ができるというような状況をつくっていくとできるのは町しかないわけですね。ですから、町として財源云々と言われますけども、それでもやはり10億円近い基金をお持ちなわけでしょう。ですから、今、本当に緊急事態なわけですから、そのうち経済が回ってみんなに潤いが行くだろうみたいなことを言ってくれるような場合じゃないわけです。ですから、今、当面の暮らしをどう支えるかという意味で、この6月補正からでも何らか具体的に手を打っていただきたいなというふうに思うんです。

まだ、2日目の提案をされてませんから、今からでも補正を見直して、できることをやはり組み込んでいくということを私はしていただきたいと思うのと、それが無理なんであれば、直ちに補正予算の検討に入っていただいて、臨時会も含めて直ちに手を打っていただくということも私は今、必要じゃないかと思うんですよ。

町の一番の役割というのは、住民の皆さんの暮らしを守ることです。今それを町がすることが一番求められているわけですから、やはり早急にそういう暮らしを支えるという意味での補正予算を組んでいただきたい。その辺、町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに、岡本議員がおっしゃるように、一気に住民の方に現金をうまく回すような形を組めば一番ベストだと思います。これは先ほどから何回も言ってますように、どうして財源を生み出すかということになります。町が財源を生み出すということは、税収を上げるということです。税収を上げるということは、町民の方にもそれだけの収入を持っていただかないと上がらないと。

先ほどちらっと言いましたけども、デジタル田園交付金につきましては、そういう形の仕組みをつくりたいという形で今、国と国のほうと調整が入っています。これは、今までいろんな交付金、給付金を出してきました。これが消費動向の中で、全て町内の商工業者で使われてるかという点、物すごく疑問な点があります。商品券につきましては町内で使われていますが、それ以外の給付金につきましては、町内での消費動向が見受けられる部分が物すごく少ない。この部分を何とか町内に消費動向を回すという形、今、国と申請をかけながら検討に入っています。これがうまく回ってきますと、そういう点につきまして何とかまた新たな税収が町に見込めると。見込められた中で、何らかの新たな方策を取るといような考え方をしておりますので、一気にいかないことだけご理解願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

大変悠長な話をされてますよね。いつになったらうまくいくんですか。そのデジタル何とかということで国と相談して、それが恩恵を被るのはいつなんですか。というね、それが本当にその恩恵が被るようになるのかどうかも含めて、定かでないものをですね、そのうちできるだろうからということでいえばですね、今までのアベノミクスと何も変わらないわけです。そういう点で、やはり今、本当に町としてある財源を生かしてでも、この6月議会、また7月も含めて早急に補正予算を組んでいただいて、少しでも暮らしを支えるという取組をぜひやっていただきたいということは強く要望しておきたいと思います。

次に、地産地消の推進の関係ですけども、先ほどお話がありましたように、今、特に今回、学校給食、また保育園給食での地産地消という点でお話をさせていただきたいというふうに思うんですけども、保育園は先ほど言われましたように、お米については100%というところで調達いただいているという話を私も伺いました。そういっ

た点で学校の関係が主になるわけですが、先ほどありましたように、今、米が月1回という頻度ですね。野菜については月1回あるかないか。実際、献立表とかずっと見ていまして、そういう状況があるというふうに思います。

それでですね、周辺の自治体でどうなのかということのリサーチしてみますと、同じ相模郡の中の精華町、木津川市というところでは、使用米は100%地元産なんです。供給は学校給食会かららしいですけども、学校給食会から調達する中で、地元のお米を使用できるという制度があるというふうに伺っていて、若干価格が高くなるんですけども、それを活用して供給しているというふうに伺いました。

野菜についても品目が一定限られてる部分もありますけれども、地元調達というものを重視されてるというふうに言われてますし、少なくとも和東町よりは大変頻度は高くなってるというふうに伺っております。

そこで、課長に確認したいんですけども、和東での学校給食に、例えば、使用している米の年間使用量というのは一体どれぐらいなのかというふうにつかんでおられるかというのを確認したいのと、そもそも和東で米の年間の収穫量というか、生産量は一体どれぐらいあるのか、その辺は教えていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

手持ちに資料がございませんので、そこまで詳しく調べておりません。申し訳ございません。

月1回の使用という話は聞いておるんですが、実際、約50キロ程度を月に使用しておると聞いております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

一応、教育委員会に確認をさせてもらったんですけども、和東の学校給食での米の使用量というのは年間2.7トンということです。2.5トンが学校給食会のいわゆる山城産米とか京都のブレンド米ですね。0.2トンが茶源郷マーケットというか、直売所というふうに伺っております。ですから、今のところ2,700キロなんですね。

それとですね、農林業センサス等のデータでいいますと、和東町での水稲の収穫量というのは年間344トンというふうに記録されております。和東町の給食で使われている年間の米の量というのは、町内収穫量の約0.8%程度なんですね。ですから、やはり数字上でいうと十分賄えるだけの生産量はあるというふうに思うんですけども、これはなぜ月1回程度しか地元産の米が使用できない状況なのか。

先ほど現場でのいろんな地元産を使う上での問題点を挙げられましたけども、こういった100%使えるような環境はあると思うんですけども、それがなかなかできていないという、その問題点とは一体何でしょうか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

実際、給食センターといいますのは、相楽東部広域連合の所管でありますので、私といたしましては、教育委員会のほうに要望はさせていただいてはおるんですが、実際使用されるのは広域連合なので、そこまでは分かりません。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

地産地消の推進計画というのは、和東町がつくっておられる計画ですよ。今の話だと連合でやってることだから町はよく分かりませんということでは、じゃあ、誰が責任を持ってやっているのか。これは和東町の名前でやられてますよね。そういう点では、やはりもう少し当事者意識を持って計画を進めていただきたいというふうに思うんですね。

推進計画の中ではこう書いてあるんですね。「なお、地元農産物の給食利用においては、安全安心、鮮度、価格、品質、規格等様々な項目について、栽培から収穫までの全段階において農業指導や情報共有が必要になる。各関係機関が給食の現状を細かく把握し、問題点等を話し合い、地元農産物の計画的な利用と拡大に向けたシステムづくりが必要です」というふうに、2次画でも3次計画でも指摘をされております。このシステムづくりというのは、どう進められてるんですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員の質問にお答えします。

私自身、少し勉強不足で、そこまで読み込んでおらないところがあり、認識できておりません。申し訳ございませんでした。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

謝ってもらっても仕方ないんですけどね。これ実際にどう進めていくかということ議論してるわけですから、やはり実際、第2次計画でも第3次計画でも、学校給食でこれをやっていくためにはシステムづくりが必要ですよと書いてあるわけですからそれをやはりどう責任持ってその仕組みづくりを進めるかということをつかれないで困ると思うんですよ。そういった状況が、要は地産地消が進まないね、町が本気

になってやってないという表れじゃないかというふうに思うんですね。そういった点で、もう少し担当課も含めて、自分でつくられた計画ですからね、これをやはりしっかり読み込んでいただいて、まずは地元のお米を100%子供たちに食べてもらうということを目指して、今言った、それを可能にする仕組みづくりの検討や協議、具体化をちゃんと責任を持ってやっていただきたいと思うんですけども、その辺、町長、やっていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の質問ですけども、基本的には、地産地消をどこで考えるかの問題だと思います。過去からの経過を申しますと、京都府内で採れるお米という考え方もございますし、山城内で採れるお米という考え方もございますし、和東町で採れるお米という考え方もございます。これはなぜならないかということにつきましては、2点問題点がございます。1点は保管でございます。保管することをどうするかということです。採れるのは秋です。秋に採ったお米を来年の夏まで持っていくと、これがどうしてもできないということがございます。

学校給食会とも以前から話をしております、現実、木津川市の状況と和東町の状況は変わっていないと思います。地元産のお米を使う分、それと山城産のお米を使う分、それから京都府産のお米を使う分、これはJAとの協定の中で京都府内の学校給食会が提供しているものです。これは和東町においても、和東給食センターにおいても、木津川市の給食センターにおいても表現の仕方だけの違いかと思えます。

そういう点からいいますと、取組については和東町だけではできない。また、それをJA、もしくは生産者の団体等々、調整をしながら行って、和東町につきましては、和東の郷ができましたので、ここから月に1回だけでも直接採ろうというよう

な形が取られているのが現実でございます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そういう課題が分かっているのであれば、課題を解決する方向でちゃんと手を打っていくのが町の責任じゃないんですか。それがあからできないんだという、何かできない理由を言ってるだけの話であって、それをやればできるのであればね、実際、現実の問題として精華町や木津川市でも100%やってるわけですよ。和東ではできてないということでしょう。そういった意味で、そういった問題が和東町で作られたお米を和東町で学んでいる子供たちや保育園の者たちに提供していくということは目標にしてないということですか。別にこだわってないと。和東で100%のお米でやっていこうというような目標は持ってないし、要は、近いところで山城産米、京都産米で作られたら、それでいいじゃないかというのが和東町の地産地消計画の方向性だと。だから、第2次計画も第3次計画も月1回でとどめているということだと思んですけど、よく分かりました。

でも、実際にそうやった地元で条件的には十分あるわけですから、ちゃんとその辺、責任を持ってね、計画もちゃんと読み込めてないような状況ですからね、町長。ちゃんと責任を持って計画を推進していただきたいなというふうに思います。

それでですね、いわゆるオーガニックビレッジ宣言については町長からいろいろ一定お考えを伺いました。和東町の近くでは京都では亀岡市ですね。近隣では甲賀市もやっておられます。亀岡のほうでは、いわゆるこの年度の1学期の14の小学校の学校給食米が全て有機米ということでされているというふうに伺いました。それを保障していくためにも、25の個人やグループの方が生産農家になられて、30キロを1万8,000円の米価で買い取って、学校給食に使えるように生産を支えているという話も伺っているところですけども、こういった下支えしていくという具体的な取組

があつて進められていっているというふう感じたわけですが、有機栽培の取組というのは、第5次総合計画の基本政策1の林業の振興の施策の方針、生産基盤強化への支援の中で、有機栽培の取組など付加価値公助への支援強化に取り組むというふう書いてあるんですね。先ほどの町長の答弁でいいますと、これは見直すということですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

有機農業といいますのは、あくまでも栽培に係る飼料に関して有機であるかどうかで話です。安全性というのは、それをいかに担保するかです。これは消毒を使う慣行もございします。有機農業を単に安全だと言うのではないというのは、その点でございします。ですので、和東町がやってないのではなくて、和東町が今取り組んでいる中でいいますと、減肥です。減肥というのはどういうことかといいますが、化学肥料を減らしてあります。有機肥料に替えていくように営農指導を行ってあります。

そういった中で、社会全体で有機を増やし、循環型する農業を行っていくというのが有機農業でございしますので、安心安全の品質の問題と先ほど担当課長が答えましたように、全ての品質を合わせる部分の問題と、それから有機農業を振興していく問題はイコールで同じように進めない駄目だというような考え方をしております。

それと、先ほど来、地産地消のところでも米についても逆行してると言われましたけれども、これはあくまでもJAの管理をどういう形でしてもらうかだけの話でございまして、うちも山城産米を使用するという点に関しては変わっておりませんので、産地がどこであるということよりも、地域で農業を守るという考え方の中で、それをいかに安心安全で子どもたちに提供できるかということで対応しているという考え方をしておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

町長が言われていることがよく分からん面がありますけどね、別に安心安全な農作物を推奨していく中で、それを作っていく農家自身がやっていけなくちゃ作れないわけですから、そういったことをまちぐるみでやっていくということが宣言の趣旨というふうに、この間、こういう話も聞きながら思ってるわけですけども、今の話では、町としてはオーガニックビレッジ宣言というよりも、より実効的な安心安全というか、そういったものを前提で進めていくという方針でいかれるということですよ。そう受け止めて結構ですか。

あまり反応はないのでいいですけども、結構です。

いずれにしても、地産地消といった場合に、地元だから何でもいいと私も思っておりません。やはりより安心安全な農作物を学校給食に使っていただきたいというふうに思いますし、その一環として今回の提案をさせていただいてますので、そういった方向性については共有できるんじゃないかと思しますので、引き続き提案もしていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます

次に、買物、地元消費の関係ですけども、私、先ほどの一般質問の中で、いわゆるトンネルが開通して、それで観光客とか、そういった方が来られて、それを受け止めるためのオープンエアミュージアムとか、いわゆるランチ難民をどうするとかいう話も、大変それはそれで重要な話だとは思ひんですけども、やっぱりここに住んでいる地元住民の立場からすると、地域で買い物できるという状況がどんどん衰退していつてると。だから、ある意味、外に行かざるを得ないというね、こういった流れがあるというふうに思ひますね。

そういった意味で、和東町として第5次総合計画の中でも、高齢化社会に対応した商業サービスということを挙げられて方向性を示しておられますけども、やはり地域

のそういう買い物できるエリアをしっかりと維持しながら、そこに公共交通も絡めて買物に行けるというような、まちづくり全体の中で、買物できるまちづくりをどう進めていくかということをごひやはり今度の見直しの中で考えていただきたいというふうに思うんですけども、先ほどの町長の答弁の中でもう一回確認しておきたいんですけども、やはり和東町の中で買物ができる商店を残し、商店街をある意味、もう少し再構築していくというね、観光客向けじゃありませんよ。要は、地域の住民の方が地域で買物ができるというような環境を再構築していくというのが今後大変大事だと思うんですけども。

高齢化を進めていく中で、外に買物に行くということ自身が大変な人がどんどん増えてくるわけですから、どれだけ地域でそういったエリアを確保していくかということが今後どうしても必要になってくると思うんですけども、その辺はそういう考えでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

岡本議員と私の考え方はまるっきり一緒です。別に観光客だけを目的に商業を活性化するのではなくて、まずは地元の方が使っていただける。そして、そこに観光客が来られるというような商店といいますか、ショッピングができる形をつくっていきたいというのが私の考え方でございますので、まずはやはり住民の方に安心安全で、なおかついつでも近くで自分の欲しいものが買えるような店に観光客が集まってこれるような形ができれば一番理想と考えておりますので、その点につきましては、私もそのような考えをしております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

そこは本当に具体的にそういったことが可能になるように、それはそれで一緒に考えていきたいというふうに思います。

それで、移動販売についてはですね、これも総合計画の中で計画をしっかり位置づけているわけなんですね。やはりそういった意味では、今、商工会の会員業者が回していただけてますけども、いつまでそれが続けられるかということもございます。そういった点で、もちろん移動販売も一つの買物手段として大変重要になってくると思いますので、これは町としても責任を持って、必要な支援も行いながら維持していくということもやはりしっかり方向性を持っていただきたいと思いますんですけども、そこもそういうお考えということによろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに言われるとおりです。言えば、和東町が自前で移動販売車を動かすことはできません。仕入れの問題とか支払いの問題とかもございますので、なかなか難しいところがございます。これは民間事業者とも連携しながら、できる限りそういう形で前へ進めたい。

特に、今、商工会が行っていただいている部分につきましては、生鮮食料品がメインになっています。これだけじゃなくて、医療であったりとか、日用品であったりとかいうものについても今後は出てくると思います。そこも含めた中で民間企業にもお声がけをさせていただいたりとかしながら考えているところでございますので、できることから順次行っていきたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

先日、いわゆるトンネルが開いた先の宇治田原町に確認というか、見に行ったりしてたんですけど、やはり一消費者の立場でいうと、トンネルが開いて車が運転できる人が抜けて、すぐに一定の大型スーパーとか、ドラッグストアとか、そういったことがそろっているというのは、ある意味魅力的にも映りますし、より安いものを求めるという意味でも、一消費者という立場からすれば、そういった流れが起こりやすい状況であるというふうに改めて感じました。

しかし、この地域の経済を回していくと、地域の商店を守っていくという意味では、やはりできるだけ地域での買物もできる環境を維持していくということが本当に今、トンネルの開通を目の前にして大変大事だと感じましたので、そこはぜひ、移動販売の維持も含めて、ぜひ強力に進めていただきたいというふうに思います。

最後に農家の関係なんですけども、これは第5次総合計画の中でこういうふうにかかれています。

「現状と課題について後継者不足は深刻化し、農地の荒廃も見られ、近い将来には現状維持することが困難な状況が来ることが懸念されている。その具体的な方策として、新規就農者に対する給付金の支給や関係機関、農業士等の連携した活動支援の充実を図る。農繁期における援農者の受入れや体験型農泊システムを促進し、担い手の確保に努める」というふうにかかれております。

そういった点で、やはりこの新規就農者に対する町としての支援策というのをね、お茶の町を標榜し、お茶が基幹産業なんだというふうに位置づけておられるのであれば、国の制度もあり、府の制度もあっていいですけども、やはり町としてしっかり制度をつくっていくということも私は必要じゃないかというふうに思っているんですね。その上で、親元就農給付金制度というのが全国の自治体で一定広がっているようです。

一つが、岩手県の雫石町というところでやっているという話を伺って、実際に電話させていただいてお話も伺ったりしました。近隣では盛岡市もされている。あと、新

潟、また長野県の安曇野市、山梨県が県としてやってる。また、愛知県の一宮市、それから東北の岩手県の北上市などが、様々いろいろな条件があつたりとか、給付金の額の違いもあつたりしますけれども、いわゆる親元就農を支援するというので、こういう制度を独自につくって後継者を応援していくという取組を行っています。

親元ですから、やはり実際にお茶だったらお茶をされているところにお子さんとか、またお孫さんがそれを引き継いでいくという、生産基盤を受け継いでいくという意味では、一からやっていくということではないにしても、あるケースでは、仕事を辞めてでも後を継いで就農していくというようなこともされている農家の方もおられますし、決して簡単ではないというふうに思うんです。

基幹産業の事業継承を決意された後継者の方にお茶のまちとしての支援というかエールを込めて、町として後押しをする支援をぜひ際で検討していただきたいというふうに思うんですけれども、そういった検討の余地というか、方向性というのは町長おありかどうか、その辺を答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まさにそのとおりだと思います。和東町においても、新規就農につきましては過去からいろんな施策を組んできました。これについて和東町に十数人の方が一気に増えたという時期もございました。その後、出てきたのが、地元の跡継ぎの話です。これも数年前、園の方がその話を持ってこられたときからいろいろ始めてます。今、国の制度をうまく活用しながら持ってきていますが、それを新たに町としてできるところを支援していくと。そういうことをまずは住民の中に出て話を聞いて、それを実情に合わせということをするを今年から担当職員に指示を出しています。こういった中で、町独自でどういう施策ができるかというのは、今後検討していくべきだと考え

ております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこはぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思いますし、お茶のまちとして、先ほど課長のほうから現状についてもお話があった中で、本当に若い方が頑張っておられる姿はまだ見えるほうだというふうには思うんですけども、でも、やっぱり数字というのはかなり現実的で、大きく減少もしてきているという厳しい状況もございます。

そういった点で、やはりお茶のまちとしての景観を守っていくということも含めて、なりわいをどう守っていくか大変岐路にあるというふうに思いますので、ぜひ親元就農への支援も含めて積極的な施策を打っていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思いますし、これは要望だけしておきますけども、いわゆる援農者の受入れについても、いわゆる農家の方の自助のところでも今対応をいただいているというお話がありましたけれども、もちろん人手がどうしても必要ですから、それはそれでやっておられると思うんですけども、でも、一方ですごく負担にもなっておられる面もあると思うんですね。ですので、そこをやはり自分でできる方はされたらいいと思うんですけども、町としてもこういうことで支援できるよというメニューをぜひ考えていただけたらと思いますので、そこは強く要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ただいまより2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 3 0 分～午後 2 時 4 0 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6，承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 5 年度和東町一般会計補正予算（第 7 号専決）」、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）」、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 5 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号専決）」、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）」、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 5 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号専決）」、以上 5 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第 1 号から第 5 号の提案理由を申し上げます。

承認第 1 号 令和 5 年度和東町一般会計補正予算（第 7 号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第 2 号 令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）は、財政調整基金繰入金の決定等に伴い、

承認第 3 号 令和 5 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号専決）は、事業勘定において保険給付費及び府支出金の決定等により、直営診療施設勘定において診療収入及び一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第 4 号 令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、保険事業勘定において介護給付費等に係る国・府支出金及び支払基金交付金

の決定等により、介護サービス事業勘定において一般会計繰入金の決定等により、

承認第5号 令和5年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、一般会計繰入金の決定等に伴い

それぞれ予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

それでは、私の方から、議案書の説明をさせていただきます。議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月29日

和束町長 馬場正実

1. 専決事項 令和5年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする

必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

令和5年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,430万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月29日専決

和束町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、第1表でございます。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

1 款町税、3億5,507万1,000円、885万2,000円、3億6,392万3,000円。

2 款地方譲与税、3,639万9,000円、88万2,000円、3,728万1,000円。

3 款利子割交付金、12万9,000円、△1,000円、12万8,000円。

4 款配当割交付金、349万7,000円、△33万3,000円、316万4,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、235万1,000円、86万9,000円、322

万円。

6 款法人事業税交付金、5 2 7 万 2, 0 0 0 円、1 6 1 万 9, 0 0 0 円、6 8 9 万 1, 0 0 0 円。

7 款地方消費税交付金、7, 4 5 5 万 9, 0 0 0 円、2 6 4 万 9, 0 0 0 円、7, 7 2 0 万 8, 0 0 0 円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1, 1 8 0 万 9, 0 0 0 円、△ 1 1 8 万 2, 0 0 0 円、1, 0 6 2 万 7, 0 0 0 円。

9 款環境性能割交付金、4 3 3 万 6, 0 0 0 円、1 5 6 万円、5 8 9 万 6, 0 0 0 円。

1 0 款地方特例交付金、9 0 万 3, 0 0 0 円、△ 4 1 万 6, 0 0 0 円、4 8 万 7, 0 0 0 円。

1 1 款地方交付税、1 8 億 8 9 万 4, 0 0 0 円、2 億 1, 7 6 1 万 9, 0 0 0 円、2 0 億 1, 8 5 1 万 3, 0 0 0 円。

1 2 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円、△ 2 0 万円、0 円。

1 3 款分担金及び負担金、6, 6 7 3 万 8, 0 0 0 円、△ 3 3 5 万 6, 0 0 0 円、6, 3 3 8 万 2, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料、2, 7 1 2 万 2, 0 0 0 円、△ 1 9 万 6, 0 0 0 円、2, 6 9 2 万 6, 0 0 0 円。

1 枚おめぐりください。

1 5 款国庫支出金、3 億 9, 0 3 3 万円、3 6 8 万 4, 0 0 0 円、3 億 9, 4 0 1 万 4, 0 0 0 円。

1 6 款府支出金、1 億 6, 9 2 7 万 4, 0 0 0 円、7 6 5 万 7, 0 0 0 円、1 億 7, 6 9 3 万 1, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入、2 0 万円、4 4 万 3, 0 0 0 円、6 4 万 3, 0 0 0 円。

1 8 款寄付金、1 7 5 万 1, 0 0 0 円、2 7 7 万 5, 0 0 0 円、4 5 2 万 6, 0 0 0 円。

19款繰入金、2億8,590万9,000円、△7,861万8,000円、2億729万1,000円。

21款諸収入、6,192万8,000円、139万3,000円、6,332万1,000円。

22款町債、11億3,300万円、△1,770万円、11億1,530万円。

歳入合計、44億7,630万円、1億4,800万円、46億2,430万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出におきましても同様のご説明とさせていただきます。

1款議会費、5,288万6,000円、△105万3,000円、5,183万3,000円。

2款総務費、6億7,017万8,000円、3億811万2,000円、9億7,829万円。

3款民生費、18億8,162万円、△5,346万8,000円、18億2,815万2,000円。

4款衛生費、4億6,893万2,000円、△3,353万4,000円、4億3,539万8,000円。

5款農林業費、1億3,253万4,000円、△1,249万8,000円、1億2,003万6,000円。

6款商工費、1億4,152万4,000円、△862万9,000円、1億3,289万5,000円。

7款土木費、2億8,385万6,000円、△796万3,000円、2億7,589万3,000円。

8款消防費、1億9,855万5,000円、△587万6,000円、1億9,267万9,000円。

9 款教育費、2 億 1,772 万 2,000 円、△3,169 万 5,000 円、1 億 8,602 万 7,000 円。

10 款災害復旧費、4,361 万 8,000 円、△236 万 4,000 円、4,125 万 4,000 円。

11 款公債費、3 億 7,986 万 5,000 円、△302 万 3,000 円、3 億 7,684 万 2,000 円。

1 枚おめくりください。

12 款諸支出金、1 万円、△9,000 円、1,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

デマンド交通事業（過疎対策）、1,090 万円、証書借入又は証券発行、年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、補正後 940 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、補正前の限度額、補正後の限度額という形でご説明させていただきます。

電気自動車整備事業（脱炭素化推進事業）、220 万円、190 万円。

児童発達支援センター改修事業（過疎対策）、340 万円、260 万円。

総合福祉施設整備事業（過疎対策）、9億260万円、8億9,780万円。

祝橋整備事業（過疎対策）、2,130万円、1,940万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、4,770万円、4,660万円。

町道中溝学校線改良事業（過疎対策）、1,410万円、1,360万円。

石寺景観前駐車場整備事業（過疎対策）、6,000万円、5,800万円。

1枚おめくりいただきまして、橋梁補修事業（辺地対策）、570万円、450万円。

小型ポンプ付き積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、700万円、640万円。

災害復旧事業、800万円、500万円。

補正前、計でございますが、10億8,290万円、補正後につきましては10億6,520万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）、資料No.1に基づき説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入のほうからご説明させていただきますが、主なもののご説明とさせていただきます。

1款町税、1項町民税、2目法人、補正額1,078万3,000円、1節現年課税分、法人税割1,322万4,000円となっております。

1枚おめくりください。

1.1款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額が2億1,761万9,000円。こちらにつきましては、地方交付税が1億6,861万9,000円の増額、特別交付税におきましても4,900万円の増額で計上させていただいております。

13款分担金及び負担金、1枚おめくりいただきまして、2項負担金、1目総務費負担金、補正額が△355万1,000円で、1節総務管理費負担金、主なものとしたしましては、相楽東部広域連合職員人件費負担金△302万5,000円計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額659万5,000円、1節社会福祉費補助金、内訳としたしましては、コロナ対応地方創生臨時交付金、低所得者世帯支援給付金として234万円、また物価高騰対応地方創生臨時交付金としたしまして691万5,000円が主なものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、補正額1,644万3,000円、1節総務管理費補助金でございまして、主な内容としたしましては、きょうと地域連携交付金の増額に伴うものでございます。1,317万7,000円。合計額としたしまして1,246万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、4目農林業費府補助金、補正額△308万8,000円、1節農業費補助金で△277万円です。主なものとしたしましては、茶園環境改善事業補助金としたしまして△160万円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、同款、同項、8目災害復旧費府補助金、補正額△630万9,000円。こちらにつきましては、農業用施設災害復旧費補助金として同額を計上しております。

次のページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額△7,730万3,000円。こちらにつきましても、財政調整基金繰入金として同額を計上させていただきます。

おめくりください。

2 2 款町債、1 項町債、2 目民生債、補正額△5 9 0 万円、1 節社会福祉債。主なものといたしましては、過疎対策事業債（総合保健福祉施設整備事業）△4 8 0 万円。

続いて、同款、同項、6 目土木債、補正額△4 7 0 万円、1 節道路橋りょう債、過疎対策事業債（祝橋整備事業）として△1 9 0 万円、辺地対策事業債として橋梁補修事業△1 2 0 万円が主な内容となっております。

同款、同項、9 目災害復旧債、補正額△3 0 0 万円、2 節公共土木施設災害復旧債。主な内容といたしましては、道路災害復旧事業債として△1 4 0 万円、河川災害復旧事業債として△1 6 0 万円をそれぞれ計上させていただいております。

2 3 ページ、2 4 ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

こちらにつきましても主なのみのご説明とさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△2, 5 9 7 万 4, 0 0 0 円。主なものといたしましては、特別職員人件費として△1 3 6 万円、一般職員人件費として△3 3 0 万円、一般管理費諸経費として△5 6 5 万円、こちらの内容につきましては、報酬といたしまして△1 0 2 万 1, 0 0 0 円、また需用費といたしまして△1 7 7 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。併せまして、電子計算費で△5 6 3 万 9, 0 0 0 円、うち、主なものでございますが、委託料といたしまして△1 2 8 万 3, 0 0 0 円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

また、備品購入費として△2 4 1 万円、一般職員人件費（広域連合分）として△3 4 4 万円、海洋センター管理諸経費といたしまして△2 3 2 万 5, 0 0 0 円、相楽広域東部連合事業費といたしまして△2 0 7 万 6, 0 0 0 円、生活支援燃料券事業といたしまして△1 1 3 万 4, 0 0 0 円計上しております。

同款、同項、2 目企画費でございます。補正前△3 1 1 万 1, 0 0 0 円、1 枚おめ

くりいただきまして、主な内容でございますが、地域おこし協力隊事業費△159万7,000円、このうち委託料で地域おこし協力隊まちづくり事業委託料といたしまして△149万7,000円計上させていただいております。また、わくわく地方生活実現パッケージ事業費で△200万円、ふるさと応援寄附金事業として246万9,000円、このうち積立金といたしまして、ふるさと応援寄附金基金積立金277万6,000円計上しております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、3目文書広報費、補正額△421万5,000円。主なものでございますが、広報広聴事業人件費といたしまして△378万円、人件費で△229万円が主な内容でございます。

33、34ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、補正額3億5,796万円。主なものといたしましては、基金積立金として財政調整基金積立金に2,450万円、減債基金積立金に3億8,360万円を計上させていただいております。

同款、同項、12目交通対策費、補正額△461万5,000円。主なものといたしましては、路線バス対策諸経費で△241万3,000円、次のページをお願いいたします。茶源郷乗合交通生活お届け事業といたしまして△211万8,000円を計上しております。

同款、2項徴税費、1目税務総務費、補正額△346万1,000円。主なものといたしましては、税務総務諸経費で△289万1,000円、また負担金、補助及び交付金で京都地方税機構負担金といたしまして△262万2,000円計上しております。

41ページ、42ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。補正額△1,145万4,000円。主な内容でございますが、一般職員人件費で△235万円、次

のページをお願いいたします。福祉医療（障害者）事業費に△246万円、国保事業勘定繰出金事業費に△216万4,000円計上しております。

47ページ、48ページをお願いいたします。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額△1,219万5,000円。主な内容でございますが、老人医療事業費で△192万9,000円、高齢者介護予防等支援事業費で△148万3,000円、介護保険事業勘定特別会計繰出金で△618万7,000円、後期高齢者医療事業費で△131万8,000円が主なものとなっております。

51ページ、52ページをお願いいたします。

同款、同項、13目価格事緊急支援給付事業で補正額△821万7,000円、価格高騰緊急支援給付事業で△369万5,000円、追加事業分といたしまして△452万2,000円を計上させていただいております。主なものといたしましては、価格高騰緊急支援給付金といたしまして312万円、427万円をそれぞれ減額させていただいているところでございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。補正額△768万8,000円。次のページをお願いいたします。福祉医療（ひとり親・子育て支援）事業費で△131万2,000円、療育教室補助事業費で△286万円が主な内容でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、3目保育所費で補正額△718万9,000円。和東保育園人件費で△173万円、また保育所費諸経費で△536万3,000円、このうち会計年度任用職員の報酬として△281万5,000円を計上させていただいております。

59ページ、60ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。補正額△921万4,000円。こちらにつきましても、一般職員人件費で△484万円、また国保

直診勘定特別会計繰出金で△305万円9,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、2目予防費でございます。補正額△372万7,000円。予防諸経費△302万3,000円でございます。主なものといたしましては、12節委託料、予防接種等委託料△159万2,000円を計上しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費、△1,257万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。主なものといたしましては、18節負担金、補助及び交付金といたしまして、相楽東部広域連合負担金△1,223万6,000円を計上しております。

同款、同項、2目し尿処理費、補正額△565万1,000円。主なものといたしましては、合併処理浄化槽設置整備事業費で△507万1,000円を計上しているところでございます。

続いて、5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額△302万4,000円でございます。こちらにつきましても、一般職員人件費で△277万円を計上しております。

少々飛びますが、71ページ、72ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、補正額△721万3,000円でございます。次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、石寺景観前駐車場整備事業費として△693万9,000円で、工事請負費で石寺景観前駐車場整備工事といたしまして△677万9,000円を不用額と計上しているところでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1枚めくっていただきまして、3目道路新設改良費、補正額△436万4,000円。主なものといたしましては、橋梁長寿命化修繕事業といたしまして△377万7,000円計上しているところでございます。

8款消防費、1項消防費、1枚おめくりいただきまして、2目非常備消防費、補正

額△523万1,000円。主な内容でございますが、非常備消防人件費といたしまして△132万1,000円、非常備消防諸経費といたしまして391万円、このうち旅費の費用弁償として、こちらにつきましては訓練等の手当でございますが、△301万円を計上させていただきます。

79、80ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、△3,169万5,000円です。18節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、相楽東部広域連合負担金として△3,169万5,000円を計上させていただきます。

81、82ページをお願いします。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額△208万7,000円。こちらにつきましては、町債償還利子といたしまして△159万2,000円を計上させていただきます。

83ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただきますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

続きまして、承認第2号 令和5年度湯船財産区に係ります専決処分についてご説明を続けさせていただきます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年6月12日提出

和束町長 馬場正実

1枚めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年 3 月 2 9 日

和 東 町 長 馬 場 正 実

1. 専決事項 令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）
2. 専決理由 湯船財産区財政調整基金繰入金の確定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）

令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第 1 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 2 5 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0 万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 2 9 日 専決

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます

3 款繰入金、1 7 7 万 5, 0 0 0 円、△ 1 3 4 万 6, 0 0 0 円、4 2 万 9, 0 0 0 円。

4 款繰越金、2 0 万円、8 万 3, 0 0 0 円、2 8 万 3, 0 0 0 円。

5 款諸収入、1 7 万 4, 0 0 0 円、1 万 3, 0 0 0 円、1 8 万 7, 0 0 0 円。

歳入合計、2 1 5 万円、△ 1 2 5 万円、9 0 万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらにつきましても同様の説明とさせていただきます。

1款管理会費、14万8,000円、△13万3,000円、1万5,000円。

2款総務費、180万2,000円、△101万円、79万2,000円。

4款予備費、10万円、△10万7,000円、9万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町湯船財産区特別会計補正予算(第1号専決)、資料No.2に基づきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても1から4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主な内容のみの説明とさせていただきます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額△134万6,000円。こちらは基金繰入金の減額でございます。

1枚おめくりいたしまして、7ページ、8ページ、次に歳出でございます。

歳出につきましても、主なもののみとさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△63万5,000円。こちらにつきまして、主な内容が一般管理費諸経費で同額でございます。うち、需用費で△46万6,000円が主な内容でございます。

同款、同項、2目財産管理費、補正額が△37万5,000円。こちらの主な内容についてでございますが、12節委託料、山林保育委託料として△18万円が主な内容として計上させていただいております。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

なお、承認第3号以降につきましては、それぞれ担当課長からご説明申し上げます

ので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうからは、承認第3号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）につきましてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月29日

和束町長 馬場正実

1. 専決事項 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）
2. 専決理由 事業勘定において国民健康保険税並びに保険給付費等の減額、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右ページに移りまして、令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号

専決)。

令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算(第3号専決)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,350万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ491万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,530万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

1 款国民健康保険税、1億201万円、△417万8,000円、9,783万2,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円、△4万7,000円、5万3,000円。

4 款府支出金、5億1,707万9,000円、△5,735万4,000円、4億5,972万5,000円。

5 款財産収入、1,000円、2万5,000円、2万6,000円。

6 款繰入金、4,292万1,000円、△216万6,000円、4,075万5,000円。

7 款繰越金、245万5,000円、3,173万8,000円、3,419万3,000円。

8 款諸収入、40万9,000円、48万2,000円、89万1,000円。

歳入合計、6億6,500万円、△3,150万円、6億3,350万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、340万7,000円、△24万4,000円、316万3,000円

2 款保険給付費、4億9,391万6,000円、△6,451万7,000円、4億2,939万9,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1億4,820万7,000円、△1,185万8,000円、1億3,634万9,000円。

6 款保険事業費、1,325万9,000円、△255万円、1,070万9,000円。

7 款基金積立金、1,000円、4,770万円、4,770万1,000円。

8 款公債費、3万円、△3万円、0円。

9 款諸支出金、117万9,000円、△1,000円、117万8,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）（事業勘定）、資料No.3により説明を続けさせていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。5ページから6ページをお願いいたします。

なお、補正の内容につきましては、主なもののみの説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額△417万5,000円でございます。主なものといたしまして、4 節医療給付費分滞納繰越分で△353万9,000円でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額△5,735万4,000円でございます。主なものといたしまして、1 節普通交付金△6,040万2,000円でございます。

6 款繰入金、1 ページおめくりいただきまして、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、補正額△100万1,000円、1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として同額でございます。

同款、同項、2 目保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、補正額△138万9,000円、1 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として同額でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額3,173万8,000円、1 節前年度繰越金として同額でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。こちらにつきましても、主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額△5,044万2,000円、18 節負担金、補助及び交付金とて同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、11 ページ、12 ページをお願いいたします。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額△976万2,000円、18 節負担金、補助及び交付金として同額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、13 ページ、14 ページでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分、補正額△711万5,000円、18 節負担金、補助及び交付金として同額でござ

ございます。

1枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページでございます。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額4,770万円、24節積立金として同額でございます。

19ページ以降に給与費明細を載せておりますので、後ほどご覧ください。

以上、国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、直営診療施設勘定の説明につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、続きまして、承認第3号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては先ほど税住民課長からご説明がありましたので、私からは、第1表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款診療収入、5,977万7,000円、107万1,000円、6,084万8,000円。

4款府支出金、0円、6万5,000円、6万5,000円。

6款繰越金、141万円、137万1,000円、278万1,000円。

7款繰入金、2,710万9,000円、△350万9,000円、2,360万円。

9款諸収入、1,086万4,000円、△390万8,000円、695万6,000円。

歳入合計、1億21万円、△491万円、9,530万円。

おめくりください。

歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明させていただきます。

1 款総務費、6,928万6,000円、△366万5,000円、6,562万1,000円。

2 款医業費、3,056万4,000円、△123万2,000円、2,933万2,000円。

3 款公債費、1万3,000円、△1万3,000円、0円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.3 予算に関する説明書により説明させていただきます。

予算に関する説明書 令和5年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）（直営診療施設勘定）No.3、表紙をおめくりください。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、補正額△110万円。これは現年度分でございます。

同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、補正額170万円の増。これにつきましても、現年度分でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、137万1,000円の増。これにつきましては純繰越金でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△350万9,000円。

一般会計繰入金を減額しております。同額でございます。

9 款諸収入、2 項受託収入、1 目検診等受託収入、△381 万 5,000 円。同じく、検診等受託収入は減額となっております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。同じく、主なもののみ説明させていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額△360 万 7,000 円。主なものでございますが、給料、職員手当等の不用額の減額によるものでございます。

2 款医業費、1 項医業費、次のページをお願いいたします。3 目医薬品衛生材料費、補正額△90 万円。こちらにつきましては、需用費、医療材料費、薬購入代の△90 万円でございます。

11 ページ以降につきましては給与費明細がついておりますので、後ほどお目通しください。

以上、令和5年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（直営診療所施設勘定）の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、承認第4号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりいただきまして専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令 和 6 年 3 月 2 9 日

和 東 町 長 馬 場 正 実

1. 専決事項 令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）
2. 専決理由 令和 5 年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 2 4 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3, 8 1 0 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 5 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 9 0 万円とする。
- 2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 3 月 2 9 日 専 決

和 東 町 長 馬 場 正 実

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 4,355 万 9,000 円、28 万 8,000 円、1 億 4,384 万 7,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円、△1,000 円、0 円。

3 款国庫支出金、1 億 7,037 万 5,000 円、729 万円、1 億 7,766 万 5,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 9,022 万 1,000 円、△706 万 5,000 円、1 億 8,315 万 6,000 円。

5 款府支出金、1 億 774 万 1,000 円、△289 万 5,000 円、1 億 484 万 6,000 円。

7 款繰入金、1 億 1,056 万 3,000 円、△618 万 8,000 円、1 億 437 万 6,000 円。

8 款諸収入、5,000 円、7 万 4,000 円、7 万 9,000 円。

9 款繰越金、2,287 万 4,000 円、125 万 7,000 円、2,413 万 1,000 円。

歳入合計、7 億 4,534 万円、△724 万円、7 億 3,810 万円。

1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、1,022 万 4,000 円、△114 万円、908 万 4,000 円。

2 款保険給付費、6 億 8,115 万 2,000 円、△1,204 万 6,000 円、6 億 6,910 万 6,000 円。

4 款地域支援事業費、3,411 万 5,000 円、△297 万 6,000 円、3,113 万 9,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円、1,003 万 8,000 円、1,003 万 9,000

円。

6 款公債費、5 万円、△ 5 万円、0 円。

7 款諸支出金、1,942 万円、△ 92 万円、1,850 万円。

8 款予備費、37 万 8,000 円、△ 14 万 6,000 円、23 万 2,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書 資料 No. 4、令和 5 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）（保険事業勘定）のほうをお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみの説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 332 万 5,000 円、1 節現年度分の介護給付費負担金でございます。

同款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 113 万 1,000 円、2 節現年度分の調整交付金でございます。

同款、同項、2 目地域支援事業交付金（総合事業）、補正額 153 万円、1 節現年度分でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 △ 800 万 1,000 円、1 節現年度分 △ 800 万 1,000 円でございます。

5 款府支出金、1 枚おめぐりいただきまして、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 △ 293 万円、1 節現年度分でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額 △ 447 万 3,000 円、1 節介護給付費の繰入金でございます。

同款、同項、4 目その他一般会計繰入金、補正額 △ 129 万 9,000 円、1 節事務費等繰入金でございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらにつきましても先ほどと同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、おめくりいただきまして、1目居宅介護サービス給付費、補正額△200万円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、補正額△950万円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

3枚おめくりいただきまして、17ページ、18ページをお願いいたします。

同款、7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額△51万6,000円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、補正額△200万円、18節負担金、補助及び交付金でございます。

5枚めくったところ、29ページからは給与費明細となりますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書のほうへお戻りください。

サービス事業勘定でございます。

第1表でございます。まず、歳入でございます。こちら先ほどと同様、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款サービス収入、補正前の額396万円、△18万9,000円、377万1,000円。

2款繰入金、338万9,000円、△43万3,000円、295万6,000円。

3款繰越金、1,000円、17万2,000円、17万3,000円。

歳入合計、735万円、△45万円、690万円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、596万7,000円、△24万9,000円、571万8,000円。

2款事業費、112万2,000円、△4万円、108万2,000円。

3款予備費、26万1,000円、△16万1,000円、10万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.4 予算に関する説明書のサービス事業勘定のほうをよろしくお願いいたします。

1ページから4ページまでは総括でございますので省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順に主なもののみの説明とさせていただきます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入、補正額△18万9,000円、1節居宅支援サービス計画費収入といたしまして全額でございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△24万9,000円。主なものといたしまして、職員人件費と一般管理諸経費、会計年度任用職員の人件費ということでございます。

2款事業費、1項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費、補正額△4万円、12節委託料といたしまして、介護予防計画の委託料でございます。

1ページめくっていただきまして、9ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上で、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、承認第5号 令和5年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）につきましてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月12日提出

和束町長 馬場正実

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月29日

和束町長 馬場正実

1. 専決事項 令和5年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）
2. 専決理由 令和5年度の後期高齢者医療特別会計において、一般会計繰入金の減額等に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右ページに移りまして、

令和5年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）

令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,270万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月29日専決

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、5,245万2,000円、△56万7,000円、5,188万5,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,849万3,000円、△131万8,000円、2,717万5,000円。

4 款繰越金、27万円、32万2,000円、59万2,000円。

5 款諸収入、337万5,000円、△32万7,000円、304万8,000円。

歳入合計、8,460万円、△190万円、8,270万円でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款総務費、65万2,000円、△1万7,000円、63万5,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,816万7,000円、△138万3,000円、7,678万4,000円。

3 款保健事業費、527万9,000円、△34万4,000円、493万5,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円、△15万6,000円、4万5,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）、資料No.5により説明させていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、補正の内容につきましては、主なもののみの説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額△90万2,000円、1 節現年度分特別徴集保険料として同額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額△131万8,000円。主なものといたしまして、1 節事務費繰入金で△60万4,000円、2 節保険基盤安定繰入金で△71万4,000円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。こちらにつきましても主なもののみの説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額△138万3,000円、1 8負担金、補助及び交付金として同額でございます。

私からの後期高齢者医療特別会計の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後４時１０分まで休憩いたします。

休憩（午後３時５８分～午後４時１０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、これから質疑を行います。

４番、高山議員。

○４番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計補正予算の３０ページで移住・定住促進事業というのがございます。
午前中の一般質問にもその関係の質問がございましたけれども、私、手元に山城地域
振興計画というのを持ってますが、その中に計画の数値目標として、山城地域への移
住者数の累計というのが挙げられています。山城地域全体の累計の目標値としまして、
２０２３年度３００、２４年度５５０、２５年度８５０となっております。特に、人口減
少が進む相楽東部地域における人口減少、転出超過数の約半数を移住者数によってカ
バーをすることを目指すということになってます。先ほどの累計数につきましては、
山城広域振興局による実態把握ということで、それぞれの市町村等からの聞き取りの
数値だということになってます。

例えば、昨年度、本町におきましても、移住者の目標値というのはあるかと思うん
ですが、その目標の達成状況というのが分かればお答えいただきたい。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（富田幸彦君）

はい、お答えをいたします。

本町の総合計画における目標値でございますけれども、空き家への転入世帯数として延べの世帯数で2025年で14軒という目標を掲げております。それに対しまして今の実績で言いますと21ということで、実際のところは既に達成しているところがございますけれども、先ほどご指摘のありました山城地域振興計画における目標といたしますが、移住者ということで、今、把握できるのは空き家バンクの実績数でございます。空き家バンクを使わない移住者というのは、なかなか数値が把握は難しいというところで、地域振興計画における出典についても実態ということではなく、市町村から聞き取りというような曖昧な形になっているのかなというふうに思いますけれども、今の現状で言いますと、この4年間で転入転出の差ですね、社会減が4年間で130人減という状況で、これに対しまして、あくまで空き家バンクでの実績になりますけれども、40人の増というような状況でございます。

130人の減に対しまして半分といたすと66人ということで、これには達していないという状況でございますが、それ以外の移住者を含めるとどうなるかというのは、何ともお答えしがたいというところでございます。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。

社会減少分で130人のうちの空き家バンクを通じて来られたのが40人ということでございます。

先ほども一般質問でございましたけれども、やはり空き家だけでは対応ができない状況があらうかと思えます。更地の活用であるとか、確かに私の近くの更地も以前見に来られた方もおられました。やはりそういったことをお求めになられる希望者もおられるのかなというふうに思います。

それと併せまして、以前から私も何度かお願いしてますが、これからの移住者を受

皿としてですね、やはり農振地の調整というのも必要になってくるだろうというふう
に考えているんですが、その辺り全体含めて、移住者の受入体制をどうしていくのか
というところが重要だろうと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

農振農用地につきましては、見直しをかけるべく昨年度から動いています。その中
ですけれども、一概には農地をそのまま宅地化するというのはなかなか難しいところ
がございます。この景観を守るためには農地を守るということもございますので、それ
とイコールというわけにはなかなかいきません。ただ、人口減少の歯止めの一つとし
て移住というのは大事なことだと思っておりますので、その点をうまくバランスを取
りながら前向きに進められたらと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願
いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

確かに、農振地というのはやっぱり維持をしていかないといけない部分もございま
すので、そこはなかなか難しい問題もあるかと思いますが、やはり可能な限り移住者
の受入体制をつくるためにも、やはりそこは研究をいただきたいというふうに思いま
す。

次に、52ページです。

これも先ほど午後からの一般質問の中で出ていた部分もあるんですが、今現在、物
価高騰対策ということでいろいろ定額減税とか行われてます。昨年度も価格高騰緊急
支援給付金等あったわけですが、これはそれぞれ減額になってるんですが、この減額

になった要因、分かれば教えていただきたい。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

定額減税の減額についてですが、令和5年度に実施いたしました3万円給付、7万円給付については、対象世帯それぞれ3万円給付569世帯、支給のほうは546世帯、未支給23世帯、7万円給付の追加給付につきましては、対象世帯557世帯、支給世帯が539世帯で、未支給世帯が18件と、合計41件の未支給となりました。以上の分の減額でございます。

なお、未支給分に係る勸奨のほうは全件にさせていただきました。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

しっかりと案内をしていただいた中で、そういう未支給になっていると。要するに、求められなかったということで分かりました。

次に、74ページの石寺景観前駐車場整備工事に関してです。

大変大きな駐車場ですね、ゴールデンウィークも開けていただきまして、以前の課題となりました近隣周辺道路の駐車車両はほとんど見られなかったということで、おかげでスムーズにお茶農家も作業ができたのではないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

そこでですね、ただ景観前、以前から問題になっている看板のあるS字カーブのところには、やはりそこが景観スポットとして写真を撮るのにもいいということもあって、一定、写真を撮る時間帯に停車をして撮られてるという実態としてございます。

ということで、カーブのところですので、なかなか確認もしづらいところもあって、

非常に危険な場所でもありますので、景観の問題もあるかと思いますが、やはりそこは駐停車禁止の啓発ができるような看板設置なりですね、これも以前からお願いをしているところですが、そういったところの取組はできないものか、いかがですかね。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

はい、お答えいたします。

令和6年度事業で、今、計画をしております町道整備事業、その中で「駐停車禁止」とか「歩行者注意」とか「スピード落とせ」とかいう簡易的な看板を今、計画しているところがございますので、もうちょっと時間を要すると思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今年度予算で計画をさせていただいているということです。今のこの春のシーズンにも当然観光に来られる方が多いんですが、秋も一定数来られますのでね、できれば秋のそういう行楽シーズンに入る前にしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

一般会計の66ページですけども、いわゆる項目的にはじん芥処理費の相楽東部広域連合負担金に関わってですけども、町長、今ですね、クリーンセンターのこの間の地盤の陥没であるとか、また崩落の状況がありますけども、今はあそこがどのような

状況にあるかということ町長はご存じでしょうか。

ご存じのように、この事態というのは、2022年、令和4年9月に安全対策の工事が終わった直後に事態が起こりまして、それ以降、今に至ってるわけですが、私も何度か現地の方にそのたびそのたび確認はしておりますけども、つい数日前ですけども、確認させていただいたら、これまでになくひどい状況になっておりました。いわゆる陥没箇所がさらにまた陥没する。また亀裂もさらに亀裂が走る。それで今まではそういう状況でなかったところになっているということも含めて、大変ひどい状況が拡大しているというふうに私は確認というか感じましたけども、町長は地元の町長として、あそこの今の状況というのは確認されてますか、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の質問にお答えします。

現地は確認をしております。現地はかなり状況が悪いということについても確認はしております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、ああいう状況自身も異常ではありますけども、あれだけのことが起こっているのに、いまだに原因が何かということも定かでない。また、その責任が一体どこにあるのかということも定かでないというような、それ自身もまた大変異常な状況がこの令和5年度についてもずっと続いて、何ら進展がなかったわけですが、一つはですね、この間、あの原因の一つとして唯一はっきり言われたのが雨なんですね。要は、想定以上の雨が降ったから崩れたということを以前、堀町長も言われてました。その割にはですね、先日確認したところ、ほとんど対策できてないですね。要は、ブ

ルーシートを前は敷いてましたけども、それもほとんど陥没したところに入り込んで何の役にも立ってない。ほとんど剥がれたような状況になっていて、雨が原因だと言いながら何ら雨の対策もしてないというような状況で、放置したような状況になってたわけですね。ですから、これから梅雨もどうかということで、大雨の時期がこれから続く中で、さらに崩れたら一体どうするのかと大変な危惧を持ったわけですが、最低限、その辺りは地元の町長としてちゃんとこれ以上崩れないように対応するという事はちゃんと言っておられるんですか。

それとやはりこの間、令和5年度に何ら進展がなかった原因解明とか責任の所在とかいうのは、もうそろそろはっきりしてきているんじゃないかと思えますけども、その辺りは今後どのように私たちに提示いただけるのか、その辺も答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

原因は地滑りです。深さが約16メートルのところ滑っているということが確認をされています。併せまして、雨が降ったというよりも、雨の後に若干の動きがあるというのが現実でございます。工事につきましては、一旦、現地施設が止まっている関係もございまして、防水シートの対応、それから定点観測を行うということで、次期東部連合の議会のほうに予算を計上していきたい。

令和5年度につきましては、何もしてないじゃなくて、点群データ3Dで測量を全部行いまして、土の動き等を確認した結果、そういう形が出たということで報告書はまとまっております。これにつきましては、6月10日に3町村長とコンサルと調整をした結果の答えでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それを各議会にも住民にもちゃんと公表していただきたいというふうに思いますけれども、原因は地滑りでと鬼の首を取ったみたいに言われましたけど、昔からあそこは地滑りはあるわけですよ。それを何とか止めて安全対策をするために工事をしたわけでしょう。あれは一体何のために工事をしたんですかということなんですよね。地滑りは前からあるんですよ。それを危ないということで対応したのがあの工事でしょう。それでまた地滑りが起こったから、じゃあ、原因が何で地滑りが起こったのかということ自身もね、そんなことも今まで何もお答えなかったわけで、本当にあれだけのことが起こっているのに、これだけの時間をかけてようやくそこに来たということ自身が大変不可思議なというかね、何でそんなにのんびりされてるのかというふうに思うんですけど、そこはそういう報告書が出るということは、ああいうことが起こった責任というのはどこにあるのかですね。あそこまで1億円をかけてやった工事があんな簡単に崩れるということですから、それは何らか責任があるというふうに思うんですけども、そこははっきりしたということですね。業者なり、行政なり、何らか責任が生じていて、それは今後はっきりさせるということによろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

地滑りにつきましては、当初は確認されておられません。これにつきましては、テールアルメが若干の動きを見せたということで、その観測をしてみました。その結果、転倒の恐れがある。テールアルメ自身が約50センチほど前に動いたということが確認をされましたので、まず上のカウンターウェートを外すということで工事を行っております。そのほぐした関係と、それからすべり面の位置の測定につきましては、やっぱりこれは緩慢な動きですので、時間をかけて調べないと違う位置に滑り面を設

定すると、また大きな変化が出ますので、それがやっとなってきたということで、工事に入るということをございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

責任がどこにあるかということはお答えになってないんですけどね、要は、無責任ということですね。要は、雨が降って自然現象で1億円かけて工事をしたけども、自然現象で崩れたから仕方がないということなのか知りませんが、今度6月10日ですか、何らかははっきりさせられるようですから、ちゃんとその報告書を公表いただいて、様々な声に耐え得るように責任もちゃんとはっきりさせていただきたいというふうに思いますので、今回は専決でもありますので、この程度にしておきますけども、大変無責任な対応をしてこられたということだけははっきりしておきたいし、1億円かけてるわけですから、責任がどこにもないなんてことはあり得ませんからね。そこは責任所在をはっきりさせた報告書を出していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、36ページですね。

茶源郷乗合交通生活お届け事業の関係なんですけども、これ自身、一般質問等でもありましたけれども、私のほうからお聞きしておきたいのは、先日の路線バス対策協議会のときにもお話しさせていただきましたけども、いわゆる令和5年度につきましては、ずっと実証運行だったわけですね。実証運行というのは、いわゆる何かの目的を持って、今やっているそういう運送をどうすれば住民のニーズに合った便利な方向でやっていけるかということを検証して、それを確かめるために運行しているというのが実証運行だというふうに思うんですね。そうであるならば、やはりこの2年間、実証運行されてきたわけですから、その結果がどうであったのか、何がよくて、何が足りなくて、どこを改善していくべきなのかなどですね、そういったことをちゃんと

やはり報告していただいて、その上に立って本格運行していくというのがあるべき姿だと思うんですね。

先日の路線バス対策協議会の際には、いわゆる一定のデータというのは出していただきましたけども、そういった意味での総括は全くなかったと思うんですね。まさか、2年間も自主運行しておいて何の報告書も出ないなんてことはないと思いますけども、その辺りは今後、実証運行のちゃんとしたそういう総括と報告というのは当然出されるというふうに思っておりますけども、それはちゃんとしていただけるかどうかお聞きしておきたい。

もう1点は、先日の対策協議会の際に、参加されていた委員の中で一定の声としてあったのが、今回の6月以降の運行について、特に予約の取れる時間帯、日というのが、これまでも大変取りにくくなると。要は、土日駄目ですから、挟んでしかできないっていうのと、いわゆる5時までにしなくちゃいけないというのは、大変、委員の中でも、それはやはり改善すべきじゃないかということが声として上がっていたと思いますけども、それは今後どういう改善されていく方向があるのか、それも併せて答弁いただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

ただいま岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

本格運行への移行でございますけども、今のところ実証運行というところで進めさせていただいておりますので、ある程度の検証というのは必要ではないかということと思っております。何が最適なのか試行を重ねながら今までやってきたという経緯もございます。また、6月からは新しい運行体制で始めさせていただいておりますので、そこら辺は再度検討しながら、どういったものが最善であるのかというのは、またご報告のほうはさせていただきたいというふうに考えております

それで、先日の路線バス対策協議会での委員のご質問でございましたけども、こちらにつきましては、やはり今、地元の自分たちの交通は自分たちで守るということで、今まで交通サービス事業者に委託してきたところでございますが、今回、運営協議会のほうを立ち上げさせていただきまして、実際6月から運行をさせていただいているところではございますけども、やはり運行自体、素人の方がしておりますので、サービス事業者のような対応はなかなかしにくいということもございますので、初めのうちには小さく始めさせていただきたいということでそのときもお願いしてたわけでございますけども、議員おっしゃるように、やはり利用者の不便というのは私たちにつきましても感じているところがございますので、今後、運行のほうを充実、また慣れてきましたら当日予約等を行うように検討はさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

実証運行は終わってるんですね。先ほど高山議員の話もありましたけども、いわゆる6月からは本格運行に入ったというふうに言われてましたよね。今の運行というのは、まだ実証運行されてるんですか。本格運行じゃないんですか。そこをはっきりさせていただきたいというふうに思います。

先日の協議会の中でも出てましたように、小さく始めてという話はいろいろあると思いますけども、それまでできていたこともできなくなるなんてことはあってはならないと思うんですね。特に利便性に関してね、部分について、やっぱり予約しないと乗れないわけですから、予約時間を短縮するとか、土日は全然できないとかっていうようにしまったら、それは予約そのものができないわけですから、そういった意味では早急に手だてを打っていただきたいというふうに思いますので、そこは強く要望しておきたいと思います。

それと、34ページの関連なんですけども、いわゆる交通安全灯の関係で、これは以前から言っておりますけども、いわゆる府道沿いの天満宮の辺りから、木崎のお肉屋さん辺りですね、小学校に向けての辺りのところ、そして天満宮からさらに原山のほうに向かってですけども、全く防犯灯がないわけですね。そこは歩道があるのに防犯灯がないと。先日町長は、明かりをつけたら稲の成育に関わるからみたいな話をされていたこともありましたけども、ただ、やはりそこが歩道である以上は、夜が真っ暗で何も見えないというような状況は異常だと思うんですね。ですから、その辺、いろいろと京都府とも折衝いただいてという話もありましたけども、その辺の防犯灯の設置については今どのような状況になっているのか、そこを答弁いただきたいと思えます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

先日、委員会のほうでも質問をされたと思うんですけども、今のところは委員会のとくと内容は変わっておりません。京都府に防犯灯、歩行者のための街灯ですね、それを要望したんですけども、条件が合わないとか、歩行者の交通量とか、いろいろ条件がありますので、今現在ははまだ京都府と協議中だということであります。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ぜひ、そこは強く要望いただいて、お願いしたいというふうに思います。

最後に、32ページの運動公園の関係なんですけども、この間、いわゆる運動公園を利用する硬式野球のチームが運動公園の駐車場利用を制限するというようなことが何度かあって、一応、担当課のほうにその話もしながら対応いただいていたという経

緯はありますけども、確認したいんですけどね、そういったようなこと私は少なくとも2回そういうことで確認しましたけども、それは以前から何度かそういうことがあったのかどうかというのは、経緯のほうを確認したい。

そもそも運動公園自身のグラウンドというのは、もともと硬式対応ではないというのはありますよね。ですけども、いろいろ運用面で対応してきたということはあります。それは、いわゆるこの地域のスポーツ振興という点で特別な対応をしているのか、それとも、どなたであっても、硬式であってもなんでも、取りあえず町外の方も含めて全て受け入れるということで運用されてるのか、そこを確認だけしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど駐車場の関係で2回、岡本議員からご指摘をいただいたのを私も覚えております。ただ、私も2年、3年、農村振興課におりますが、実際のところもう1件程度の苦情は聞いておりますが、それ以降は聞いておりません。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。ラストです。

○6番（岡本正意君）

要は、そういったことが繰り返されたこと自身は大変もちろん大きい問題だと思うんですよね。やはり貸し出すときにやはりそういったことがあったのに、それはそれで貸出しはしていたということは抑止力としてはよくないと思いますので、今後そういうことがないように引き続きお願いしたい。

最後に町長にお聞きしたいんですけども、先ほど言いましたように、条例上、あそこはもともとは軟式対応になっております。ただ、運用上は硬式の野球も使えるとい

うことで運用されてきたと思うんですけども、ただ、硬式ボールは大変硬いですから、それが本当に悪くすれば車が破損したりとかいうこともそうなんですけども、あそこを使うからには、いろんな方が使うからには、誰かに当たって重大事故になるということももちろん想定されます。そういう意味では、もし、あそこを本当にオープンにやっ
ていくというのであれば、公共施設ですから、ずっと続けていくのであれば一定の安全対策というのは必要じゃないかとも思ったんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

運動公園につきましては、基本、軟式野球の軟式ボールということになっています。運用上、硬式を使って練習しているということもございます。これにつきましては一旦防球的なものを作っているのと、あそこで硬式の試合という、年齢的に高学年の試合はなかなかできにくいということも聞いています。使用している団体につきましても、今言われるように、確かに車を置いているのも事実です。これについては自助努力で、試合のときには別の駐車場2か所お借りをして、そこに車を入れているという状況にもなっております。公的なグラウンドで公的に来られる方々を、この人は止めてもいい、この人は止めたらかんということもできませんので、そこは使用しているクラブとのモラルの中で対応していただいと私のほうは判断しております。

ただ、硬式につきましては、若干、使用クラブの方からも何か安全対策できないのかというようなこちらのほうに問合せもあるんで、それについては今後検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

5 番、井上議員。

○ 5 番（井上武津男君）

1 点だけお尋ねしたいんですけど、一般会計の電気自動車整備事業のいわゆる電気自動車というのは、国産の電気自動車使っておられるんですか。それとも外国産の電気自動車を使っておりますか。それと、どこの課でそれを使われているのか、それだけ教えてほしいです。

○ 議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○ 福祉課長（北 広光君）

井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

電気自動車につきましては、福祉課のほうで公用車として使わせていただいているものでございます。あれは国産の三菱の電気自動車でございます。

○ 議長（吉田哲也君）

5 番、井上議員。

○ 5 番（井上武津男君）

なぜ、こんな質問したかといいますと、中国のいわゆる電気自動車が、バッテリーがリチウム電池であちこちで発火してるという話が出てましたので、それがちょっと気になりましたんで、こういう質問させてもらいました。

どうもありがとうございました。

○ 議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

9 番、岡田議員。

○ 9 番（岡田 勇君）

時間が来てるんで、本当は言いたくなかったんですけど、これは別に私が批判するわけでも何でもないんですけども、連合のことでテールアルメの問題ですけど、議論し

てるのはここじゃなくて連合でやっていますね。それは町長も知っておられますね。これ、ほっといたり、そういうことはしてませんわね。これは初めから20年、30年かかっているのと違うの。だから、お互い連合の議員も真剣に議論し、専門家の神戸大学の先生とも一緒に議論し今日まで来たわけですよ。しかし、なかなか結論が出ない。我々が決してほっといて無責任なことは滅多にありません。そういうことも皆さんが分からなかった場合は連合の議会に傍聴してください。それで分かります。今、議論する話と違いますから。

岡本議員がそういうことをおっしゃっていたんで、立場が違うけれども、知らなかったら連合の議会に傍聴してもらって、それから判断されたらいいと思うんです。これは20年、30年かかっているんです。決して無駄なことはしておりません。

ただ、我々は専門家じゃないから分からなかった。さりとて、神戸大学の先生に責任を持たせるわけにもいかない。こいつはどうにもなりません。これからまた結論出ますけども、一応、別に補正には何も関係ないんですよ。それだけ誤解をされたらかなわんのので、連合にいる議員として皆さんに聞いておきたかったです。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町一般会計補

正予算（第7号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町湯船財産区特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号専決）」は、原案のとおり承認されました。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第6号 過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうから、承認第6号についてご説明申し上げます。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日

和東町長 馬場正実

1枚めくっていただきまして、次ページをお願いします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月30日

和東町長 馬場正実

1. 専決事項 過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

2. 専決理由 奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

次ページに、過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例案になります。議長にあらかじめお許しを頂戴しておりますので、1枚めくっていただきまして、右ページにございます過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 概要によりご説明させていただきます。

過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の
一部を改正する条例 概要

1. 改正理由

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されることにあわせて条例改正するものです。

2. 改正概要

附則第2条【適用期限】

○過疎地域における税制特例措置の適用期限の延長でございます。

・過疎地域の事業に供する設備で、取得価格が一定額以上の家屋及び償却資産、当該家屋の敷地である土地に対して3年間の課税免除を行うものでございます。

・失効期限前に取得した分は期限以降も効力を有する。

現行 令和6年3月31日失効期限となっているものを改正後 令和9年3月31日とするものでございます。

○その他条項番号の整理等を行います。

3. 改正条例の施行日といたしまして、令和6年4月1日となっております。

以上、過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例概要の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「過疎地域における和東町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第7号 「和東町税条例の一部を改正する条例」専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ令和6年3月30日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、続きまして、承認第7号についてご説明申し上げます。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日

和東町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月30日

和東町長 馬場正実

1. 専決事項 和東町税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

次ページに和東町税条例の一部を改正する条例案になります。議長にあらかじめお許しを頂戴しておりますので、19ページめくっていただきまして、左ページ、和東町税条例の一部を改正する条例 概要によりご説明申し上げます。

和東町税条例の一部を改正する条例 概要

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、法及び政令等の改正にあわせて改正するものでございます。

2. 改正概要

I 個人住民税

○職権による減免を可能とする規定の追加でございます。こちらは第51条関係でございます。

○令和6年度分の個人住民税所得割額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

- ・本人分として1万円
- ・控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円

こちらは定額減税に係る改正分でございます。

【附則第7条の5から第7条の8】の関係でございます。

○特別税額控除の対象となる所得割の額について読替え規定の追加を行っております。

こちらは、【附則第16条の3等】でございます。

Ⅱ 固定資産税

○職権による減免を可能とする規定の追加【第71条関係】

○固定資産税の負担調整措置等を3年間延長する関係でございます。【附則第11条～第15条関係】 令和6年度から令和8年度まで延長となっております。

Ⅲ その他法律、政令改正により条項番号に変更やズレが生じたことに伴う整理等でございます。

3. 改正条例の施行日といたしまして、令和6年4月1日となっております。

以上、和東町税条例の一部を改正する条例 概要の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、承認第8号 「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ令和6年3月30日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

続きまして、承認第8号についてご説明申し上げます。

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月12日

和東町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和6年3月30日

和東町長 馬場正実

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 専決事項 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

次ページに和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案になります。

議長にあらかじめお許しをいただいておりますので、2ページめくっていただき、左ページ、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要によりご説明させていただきます。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、法及び政令等の改正にあわせて改正するものです。

2. 改正概要

第2条【課税額】でございます。

○課税限度額の引上げでございます。

基礎課税額 こちらは医療分で、現行65万円のもの、改正後据置きとなっております。

後期高齢者支援金等課税額 現行22万円の限度額が改正後24万円に引上げになります。

介護納付金課税額 17万円が改正後、据置きとなっております。

合計104万円の限度額が改正後106万円と、2万円の引上げになるものがございます。

第23条【国民健康保険税の減額】

○減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

・5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額

現行29万円が改正後29万5,000円となります。

・2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額

現行53万5,000円が改正後54万5,000円となる
ものがございます。

3. 改正条例の施行日といたしまして、令和6年4月1日となっております。

以上、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要のご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第 10、同意第 1 号 和東町消防委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第 1 号 消防委員会委員の委嘱について提案理由を申し上げます。

和東町消防委員 9 名の任期満了に伴い、新たに和東町消防委員の委嘱をいたしたく、和東町消防委員会条例第 4 条の規定により、議会の同意を求めたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

同意第 1 号のご説明を申し上げます。

同意第 1 号

和東町消防委員会委員の委嘱について

別紙の者を和東町消防委員会委員に委嘱したいから、和東町消防委員会条例第4条の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月12日提出

和東町長 馬場正実

裏面が別紙でございます。

まず、条例第4条第1号委員といたしまして、消防関係者でございます。住所、氏名、年齢の順にご説明申し上げます。

和東町大字下島、谷本昌隆、64歳

和東町大字園、竹内秀年、55歳

和東町大字湯船、大谷 毅、54歳

続きまして、条例第2号委員の知識経験者でございます。こちらにつきましても、住所、氏名、年齢の順にご説明申し上げます。

和東町大字中、北 昇、75歳

和東町大字湯船、桧谷正樹、67歳

和東町大字白栖、西島 剛、75歳

和東町大字原山、谷村正己、61歳

和東町大字別所、岡田周一、61歳

和東町大字別所、辻 由典、55歳

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第1号 和束町消防委員会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第1号 和束町消防委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11、同意第2号 和束町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第2号の提案理由を申し上げます。

和束町農業委員会委員14人のうち1名が辞任されたことに伴い、欠員している和束町農業委員会委員を新たに任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、今回欠員となっている1名を任命するに当たって議会の同意を求めたく、ご提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

同意第2号の説明を申し上げます。

同意第2号

和束町農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 和東町大字柚田
氏 名 林 嘉造
年 齢 68歳

令和6年6月12日提出
和東町長 馬場正実

おめくりください。

林 嘉造さんの経歴一覧表でございます。お目通しいただきますようよろしく
お願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第2号 和東町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに
賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第2号 和東町農業委員会委員の任命については、原案のとおり
同意することに決定いたしました。

日程第12、同意第3号 和東町自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、同意第3号の提案理由を申し上げます。

永年にわたり本町自治の発展に貢献されました前副町長の奥田 右氏を和東町自治
功労者として表彰いたしたく存じますので、和東町自治功労者表彰条例第2条の規定
により議会の同意を求めたく、提案させて次第でございます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

同意第3号のご説明を申し上げます。

同意第3号

和東町自治功労者の表彰について

別表の者を和東町自治功労者として表彰したいので、和東町自治功労者表彰条例第
2条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年6月12日提出

和東町長 馬場正実

裏面が別表でございます。

自治功労者被表彰者名簿

表彰条例該当項目第2条第1項第8号、氏名：奥田 右、年齢：70歳、住所：京
都府相楽郡和東町大字別所

次のページでございますが、自治功労者功績調書でございます。

奥田氏につきましては、昭和48年3月、和東町職員として採用され、平成6年4
月からは管理職、また平成26年4月から本年3月31日まで副町長として務められ
ました。

功績の概要として、永年にわたり職員としての本町の自治の発展に貢献された功績
は顕著であるというところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第3号 和東町自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第3号 和東町自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月20日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださいますよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後5時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 岡 田 勇

会議録署名議員 村 山 一 彦